

JAみえなかの現況

(令和3年度)



みえなか農業協同組合

目 次

ごあいさつ.....	1
1. 経営理念.....	2
2. 経営方針.....	2
3. 経営管理体制.....	4
4. 農業振興活動.....	4
5. 沿革・歩み.....	5
6. 事業の概況（令和3年度）.....	6
7. 地域貢献情報.....	8
●全般的事項.....	8
●地域からの資金調達の状況.....	8
●地域への資金供給の状況.....	9
●地域密着型金融への取組み.....	10
●文化的・社会的貢献に関する事項.....	11
8. リスク管理の状況.....	13
●リスク管理の体制.....	13
●法令遵守体制.....	16
●反社会的勢力との取引排除.....	17
●金融ADR制度への対応.....	17
●内部監査体制.....	18
●金融商品の勧誘方針.....	18
●金融円滑化にかかる基本的方針.....	19
●個人情報保護の取扱い方針.....	20
●貸出運営についての考え方.....	21
9. 自己資本の状況.....	22
●自己資本比率の状況.....	22
●経営の健全性の確保と自己資本の充実.....	22
10. 主要な業務の内容.....	23
●事業の内容.....	23

●系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）	24
11. 経営の組織	25
●組織機構図	25
●組合員数	26
●組合員組織の状況	26
●地区一覧	27
12. 役員構成	28
13. 会計監査人の名称	29
14. 事務所の名称及び所在地	30
15. 直近の2事業年度における財産の状況	31
●貸借対照表	31
●損益計算書	32
●注記表等	34
●剰余金処分計算書	53
●部門別損益計算書（令和2年度）	54
●部門別損益計算書（令和3年度）	55
●会計監査人の監査	56
16. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	57
●最近5年間の主要な経営指標	57
17. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	58
●利益総括表	58
●資金運用収支の内訳	58
●受取・支払利息の増減額	59
●貯金に関する指標	59
●貸出金等に関する指標	60
●農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	64
●経営諸指標	65
●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	66
●貸出金償却の額	66
●内国為替取扱実績	66
●有価証券に関する指標	67
●有価証券等の時価情報等	68
●共済取扱実績	70
●購買事業品目別取扱実績	72
●販売事業（受託販売）品目別取扱実績	73

●販売事業（買取販売）品目別取扱実績.....	73
18. 自己資本の充実の状況	74
●自己資本の構成に関する事項	74
●自己資本の充実度に関する事項.....	76
●信用リスクに関する事項.....	79
●信用リスク削減手法に関する事項	84
●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	86
●証券化エクスポージャーに関する事項.....	86
●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項.....	89
●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	90
●金利リスクに関する事項.....	91
19. 連結グループ（組合及び子会社）の概況.....	93
●連結グループの概況.....	93
●子会社の状況.....	93
20. 直近の事業年度における連結事業の概況.....	94
●連結事業概況.....	94
21. 直近の5連結事業年度における主要な業務の状況を示す指標	95
●主要な経営指標等の推移.....	95
22. 直近の2連結事業年度における財産の状況	96
●連結貸借対照表	96
●連結損益計算書	97
●連結キャッシュ・フロー計算書	99
●連結注記表等.....	101
●連結剰余金計算書	111
●農協法に基づく開示債権.....	112
●連結事業年度の事業別の経常収益等	113
23. 連結自己資本の充実の状況	114
●連結自己資本比率の状況.....	114
●自己資本の構成に関する事項	114
●自己資本の充実度に関する事項.....	116
●信用リスクに関する事項.....	119
●信用リスク削減手法に関する事項	123
●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	125
●証券化エクスポージャーに関する事項.....	125
●オペレーショナル・リスクに関する事項	128

●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項.....	128
●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	129
●金利リスクに関する事項.....	129
●財務諸表の正確性に係る確認	130
24. 役員等の報酬体系	131
●役員	131
●職員等.....	132
●その他.....	132

本冊子は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

ごあいさつ

組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、JAみえなかの事業運営に格別のご高配を賜り、役職員一同厚くお礼申し上げます。

早いもので、本年4月で「JAみえなか」が発足して2年目に入りました。組合員の皆様には、合併という大きな環境変化のなか、JAみえなかの基礎づくりに多大なるご支援をいただき、合併初年度となる令和3年度において、事業利益については385百万円と計画以上の結果となり、当期剰余金では295百万円の実績を残すことができました。これも、組合員の皆様のご協力の賜物であり、重ねてお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が流行し、2年余りが経過しておりますが、年明けからのオミクロン株の急拡大や、さらに新たな変異株の出現も懸念され、まだまだ予断を許さない状況が続いています。

農業を取り巻く環境についても、引き続き、農業者の高齢化や後継者不足による担い手・労働者不足が深刻化しており、耕作放棄地の増加等厳しい課題に直面しています。

また、JAを巡る情勢は、改正農協法施行後5年の見直し時期に当たる農協改革において、JAが自ら進めてきた自己改革の取り組みが認められ、一定の評価を得ることができました。一方で、自主的な改革の継続とともに、組合員の皆様との対話とそれに基づく方針を決定し、自己改革実践サイクルの構築と実践に継続的に取り組んでいくことが求められています。

このような状況のなか、令和3年度はJAみえなかとして総合事業の強みを活かし、食と農を基軸とした地域に根ざした協同組合として全力で努めてまいりました。

なかでも、組合員アンケートの実施や地区別総代懇談会、支店運営委員会等を開催し、組合員・地域の皆様から幅広いご意見・ご要望をいただきました。また、11月にはJA三重大会が開催され、県内JAグループが一体となって、令和4年度から3カ年で重点的に取り組むべき項目が協議・決定されました。それらの内容を受けて、令和4年度を初年度とする「JAみえなか第1次中期経営計画（3カ年計画）」を策定しました。

JAみえなか第1次中期経営計画では、「不断の自己改革」への取り組みの中で基本目標として掲げる「農業生産の拡大・農業者の所得増大」「元気な地域づくり」「健全経営の堅持」を基本目標とし、将来にわたり組合員の営農・生活を総合的に支えるため、総合事業を営むJAの強みと合併の効果を活かして、組合員のニーズに対応した競争力のある事業活動を展開してまいります。

自己改革に終わりはありません。JAみえなかでは、これからも、組合員・地域の皆様との対話を重ね「地域の農業とくらしになくてはならないJA」を目指し、「合併してよかった」と評価をいただけるよう役職員一同、気概を持って取り組んでまいりますので、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

みえなか農業協同組合

代表理事組合長 前田 孝幸

1. 経営理念

J Aみえなかは、食・農・自然を大切にし、協同の力を発揮して、豊かなくらしと地域づくりに貢献します。

2. 経営方針

農業・農村を取り巻く環境は、農業者の高齢化や後継者不足による担い手・労働者不足が深刻化しており、耕作放棄地の増加等厳しい環境に直面しています。さらに新型コロナウイルスの感染拡大により、生産・販売の両面で大きな影響を受けています。

このような状況のなか、J Aみえなか第1次中期経営計画（令和4年度～令和6年度）では、第44回J A三重大会「多彩な農業の拡充による農業生産の拡大と農業者の所得増大」「組合員との関係深化と多様な連携による組織・地域の活性化」「自己改革の実践を支える持続可能なJ A経営の確立」の決議を踏まえ、自己改革の継続発展により、組合員の営農・生活を総合的に支えるため、総合事業を営むJ Aの強みと合併の効果を活かして、組合員のニーズに対応した競争力のある事業活動を展開いたします。

当J Aでは、これまでの取り組みを継続しつつ、不断の自己改革への取り組みの中で基本目標として掲げる「農業生産の拡大・農業者の所得増大」「元気な地域づくり」「健全経営の堅持」を中期経営計画基本目標として具体策を策定しました。

これからも、合併によって今まで以上に「農業とくらしになくてはならない組織」として評価をいただけるJ Aを目指し、“地域の農業をどう維持していくのか”“地域のくらしをどう守っていくのか”、その実現に向けて組合員の皆様と共に歩んでいくことを使命と考え事業展開を行ってまいります。

経営理念

J Aみえなかは、食・農・自然を大切に、協同の力を発揮して、豊かな暮らしと地域づくりに貢献します。

第1次中期経営計画（令和4年度～令和6年度）

テーマ 協同の力で築く「多彩な農業の維持・継続」と「元気な地域づくり」及び総合事業による「組織・経営基盤の強化」

J Aみえなか「不断の自己改革」への取り組み

農業生産の拡大・農業者の所得増大

基本目標Ⅰ 多様な農業者の活躍と連携により、「農業生産の拡大」を通じて「農業者の所得増大」につなげ、多彩な地域農業の維持・継続を目指します。

- ・地域農業振興計画に基づく需要に応じた米穀生産の拡大
- ・重点品目の産地化・生産量の拡大
- ・農産物直売（ファーマーズマーケット）事業の強化
- ・消費者・実需者ニーズに応じた多様な販売チャネル・販売ロット・契約販売の拡大
- ・低コスト生産技術の普及等による生産トータルコストの低減
- ・農業金融機関として資金供給や相談機能充実による金融仲介機能の発揮

元気な地域づくり

基本目標Ⅱ 総合事業と協同活動を通じて多様な組合員との関係を深めるとともに、地域と連携しながら「元気な地域づくり」への貢献を目指します。

- ・協同活動を通じた組合員・地域との関係強化
- ・対話による組合員の意思反映・運営参画の仕組み構築
- ・「農」「食」「地域」「J A」を結び、伝わる広報活動の展開
- ・女性の運営参画推進
- ・農家の次世代・後継者への円滑な事業承継・資産承継の相談・支援

健全経営の堅持

基本目標Ⅲ 経営継続に必要な利益確保の戦略と経営管理手法の高度化等により「健全経営の堅持」に取り組み、不断の自己改革を支える持続可能なJ A経営を目指します。

- ・中期経営計画に基づいた計画経営の実践
- ・持続可能な経営基盤強化の確立・強化

単年度事業計画

3. 経営管理体制

当組合は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青壮年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 農業振興活動

○ 「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域農業の活性化」に向けて、地域特色を活かした農業の振興や安全・安心な農畜産物の生産指導、地域の多様な農業者の育成・支援、生産部会や営農組合組織等の活動支援、農業政策への対応に取り組んでいます。

○ 安全・安心な農産物づくりの取り組みとして、栽培履歴記帳とGAP（農業生産工程管理）の基礎となるチェックシートを実施しています。また、JGAP資格を有する営農指導員による農業者のJGAP認証取得の支援に取り組んでいます。

○ 地域の多様な農業者の育成・支援の取り組みとして、担い手経営体及び青壮年組織に対する支援・情報提供を行っています。また、1年かけて園芸品目の栽培方法や農薬等の基礎知識を学ぶ野菜塾「みらい」と「菜園塾」を開講しています。

○ 農作業支援の取り組みとして、地域農業の後継者不足・労働者不足に対応するため、三重中央地区において、農作業を支援する組合員・地域住民（受託者）と、労働力を確保したい組合員（委託者）のマッチング支援・調整を行っています。

○ 地産地消の取り組みとして、JA直営のファーマーズマーケット3店舗（「きつする黒部」「あぐりネット三重中央・JA産直ひろば」「ふれあいマーケットぬくいの郷」と、地元量販店等に農産物直売コーナー「インショップ」）を開設しています。令和3年度には、地域農産物の消費拡大と生産者の栽培技術の向上等を目的に、農産物直売部会「産直倶楽部」が発足しました。

○ 地域農業の維持・発展のため、農地の保全、地場産農産物の振興、農業者の育成・支援等を目的に、農業経営事業を行っています。JA自ら野菜の生産・販売や試験栽培、農福連携等に取り組んでいます。

○ 農業メインバンクの機能発揮に向けて、農業金融強化に取り組んでいます。農業融資担当者が中心となり、営農経済担当者や信連と連携しながら、訪問活動や融資・相談対応を通じて農業者のニーズを把握し、資金使途等に適した農業資金の提供を行っています。

○ 次世代を担う子どもたちに食と農に対する理解を深めてもらうため、食農教育活動に取り組んでいます。当JA管内に住む小学生を対象とした「あぐりスクール」では、田植えや稲刈り、野菜の定植や収穫の体験学習を行っています。また、地元の小学校への出前授業を行っています。

5. 沿革・歩み

年 月	内 容
令和2年4月	3JA合併推進協議会を設置
令和2年9月	合併予備契約調印式を開催し、合併契約を締結
令和2年11月	3JA合併臨時総代会を開催し、合併を決議
令和3年4月	三重中央農協、一志東部農協、松阪農協の3JAが合併して、みえなか農業協同組合が発足
令和3年6月	三雲営農振興センター リニューアルオープン
令和3年7月	JAみえなか農畜産物PR隊「みえなかあぐり隊」結成
	三雲支店 竣工式・移転オープン
令和3年8月	本店研修棟 竣工式
令和3年12月	イメージキャラクター「ミーナ」誕生
	笹川ファーマーズマーケット及び粥見ファーマーズマーケットの閉店
令和4年1月	一志支店 竣工式・オープン
令和4年3月	権現前店の閉店
	現在に至る

6. 事業の概況（令和3年度）

（1）全般的概況

令和3年4月1日に、JA三重中央、JA一志東部、JA松阪の3JAが合併して「みえなか農業協同組合」が発足し、新たにスタートしました。

令和3年度は昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症が、人々のくらしや社会、JAの事業にも大きな影響をもたらしました。同時に、生活や消費の価値観の変化や劇的に進展するデジタル化への転換が求められました。このような現状のなか、「JAみえなか」として総合事業の強みを活かし、食と農を基軸とした地域に根ざした協同組合として取り組みました。

（2）事業実績

・信用事業

組合員・利用者のライフイベント・ニーズに沿った金融商品を提案するとともに、農業と地域をつなぐ農業メインバンク機能の強化に取り組みました。

・共済事業

「ひと・いえ・くるま・農業の総合保障」を提供し、組合員・利用者の生涯にわたる豊かなくらしをサポートするため、バランスの取れた総合保障の提供を行いました。

・購買事業

「農業経営の安定」「農業者の所得増大」に向けて、農作業支援センター、営農振興センターを核に共同購入による低コスト資材・省力化技術等の提案を行いました。また、利用者ニーズに沿ったサービス等を実施し、地域のくらしに密着した生活資材を提供しました。

・指導事業

営農指導は、経営所得安定対策において、加入対象農家に対し、加入申請及び交付申請等を支援しました。行政機関と協力・連携し、米・麦・大豆の生産振興、担い手対策、農地保全に取り組みました。管内の麦の作付は2,042ha、大豆の作付は1,638haとなりました。また、コロナ禍で大きな影響を受けた農業者を支援する「月次支援金」「事業復活支援金」について登録確認機関として事前確認手続きの支援を行いました。安全・安心な農畜産物を供給するため、栽培履歴記帳の実践とGAP（農業生産工程管理）の基礎となるチェックシートの実施に継続して取り組みました。

生活指導は、JAみえなか女性組織連絡協議会が、5月に第1回総代会を開催し、新役員等が書面議決にて承認されました。女性組織代表役員は、JA役員との「新春懇話会」を開催し、JAへの意見・要望等について対話を行いました。

きっする生氣活気倶楽部では、各支部で子ども達と一緒に野菜の定植・収穫等の食農体験やパンジー・ひまわりを育てて地域景観を良くする活動を行いました。また、会員向けに栽培研修会を行い、知識向上を図りました。

・販売・倉庫・加工・利用事業

米については、田植え時期以降は順調に生育し、梅雨明け以降の好天により前進傾向の生育となったものの、盆前からの長雨により収穫が遅れ、作柄は作況指数で県中勢地区は 99 となりました。また、虫害粒・青未熟粒・乳白粒等の混入、刈り遅れによる胴割れ粒等が発生しましたが、管内の米の 1 等比率は 52.5%（県内 49.3%）となりました。全集荷量は 128,533 俵となりました。三重 23 号の作付面積は 85.7ha、業務用米の作付面積は 4 品種で 77.6ha となりました。

夏野菜は、長梅雨による日照不足、梅雨明けからの高温・干ばつによる生育・品質の低下が見られ、出荷量は減少傾向でした。

秋冬野菜は、定植時の長雨による遅れがありましたが、その後天候に恵まれ生育が回復し、前進傾向の出荷となりました。販売環境はコロナ禍の影響と年内作の重量野菜の全国的な豊作傾向により、販売価格が低迷しました。

果実は、夏果実では平年並みの結実・肥大でしたが、秋果実以降は裏年で出荷量は減少しました。柑橘類の販売環境は、全国的に出荷量は減少傾向であったものの、平年並みの価格推移となりました。

茶については、生産履歴記帳の実践と徹底した茶工場の生産管理による「安全・安心な伊勢茶づくり」に取り組みました。価格の低迷とコロナ禍での非常に厳しい販売環境のなか、粥見茶工場の一番茶は前年に対し数量 148%・単価 96%、二番茶は前年に対し数量 144%・単価 95%、秋番茶は前年に対し数量 122%・単価 105%でした。

直売では、きつする黒部・ぬくいの郷・JA 産直ひろばで、新型コロナウイルス感染症対策を行った上で、季節に応じたイベント等を開催しました。きつする黒部では、いませり米の販売や消費者への玄米の直接販売等、米の消費拡大に取り組みました。また、インショップでは新たに 2 店舗を開設し、地産地消の促進を図るとともに、会員の所得向上に取り組みました。

その結果、販売品取扱高は、4,523 百万円で、その内訳は、米が 1,364 百万円、麦・豆・雑穀が 385 百万円、野菜・花卉が 319 百万円、果実が 310 百万円、林産物が 211 百万円、畜産物が 1,145 百万円、直売所が 786 百万円となりました。

育苗センターにおいて水稻苗 208,325 箱、野菜苗 24,676 箱を供給しました。

カントリーエレベーターでは、米 29,620 俵、麦 55,442 俵、ライスセンターでは、米 16,228 俵、麦 23,362 俵を取り扱いました。

倉庫については、米倉庫の集約化を図るとともに、低温倉庫への集約保管を実施しました。

(3) 損益の状況等の総括

決算の内容は、経常利益で 641,885 千円、当期剰余金で 295,944 千円となりました。

(4) 対処すべき重要な課題

・自己改革の実践

農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化に全力で取り組みます。

・経営の健全性と信頼性向上

健全経営の確立に向けた総体的なリスク管理とコンプライアンス態勢の強化に取り組みます。

・経営基盤の確立・強化

経営の効率化や営農・経済事業の収益力向上・収支改善に取り組み、持続可能な経営基盤を確立します。

7. 地域貢献情報

●全般的事項

当組合は、津市のうち平成 17 年 12 月 31 日現在における一志郡美杉村・白山町・一志町・香良洲町および久居市、松阪市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。

組合員数	32,176 人	出資金	5,799,224 千円
------	----------	-----	--------------

●地域からの資金調達の状況

(1) 貯金・定期積金残高 437,731 百万円

(2) 貯金商品

種類	期間	預入額	商品の概要等
当座貯金 (全額保護の対象)	制限なし	1 円以上	手形・小切手の支払い専用の貯金です。 利息は付きません。
決済用貯金 (全額保護の対象)	制限なし	1 円以上	内容は普通貯金と同様で、利息は付きませんが、貯金保険制度により預入金額に制限なく全額保護の対象となります。
普通貯金	制限なし	1 円以上	出し入れ自由の貯金で、給料や年金の自動受け取りや、公共料金等の自動振替口座としてお使いいただけます。
普通貯金 (総合口座)	制限なし	1 円以上	普通貯金に定期貯金がセットでき、一定額までの融資（貸越限度）も利用できます。
貯蓄貯金	制限なし	1 円以上	5 段階の金額階層別金利設定により、毎日の最終残高に応じた店頭表示の利率が適用されます。
納税準備貯金	制限なし	1 円以上	納税に備えていただくための専用貯金で、ご入金は自由です。
通知貯金	制限なし (7 日間据置)	5 万円以上	まとまったお金の短期運用に適しています。お引き出しの場合は 2 日以上前に通知が必要です。
期日指定定期貯金	1 年以上 3 年以内	1,000 円以上 300 万円未満	1 年複利で、1 年経過後から 3 年までの間で任意の日を満期日に指定できます。満期日指定の際は 1 ヶ月前までに通知が必要です。
変動金利定期貯金	1 年・2 年・3 年	1,000 円以上	6 ヶ月毎に適用利率が変動します。 単利型と複利型が選択できます。
スーパー定期貯金	1 ヶ月以上 5 年以内	1,000 円以上	自由に預入期間の設定ができます。 単利型と複利型が選択できます。
大口定期	1 ヶ月以上 5 年以内	1,000 万円以上	1,000 万円以上のまとまった資金の運用に最適です。預入期間等はスーパー定期と同じです。
積立式定期貯金	制限なし	1 円以上	期間を決めて積み立てる方式と、期間を定めず積み立てる方式の 2 種類が選択できます。
一般財形貯金	3 年以上	1 円以上	勤労者の財産形成目的の貯金商品です。毎月の給料やボーナスから天引きして積み立てます。
財形年金貯金	5 年以上	1 円以上	勤労者の老後資金づくりを目的とする貯金です。財形住宅と合わせて 550 万円までの非課税枠が利用できます。

種類	期間	預入額	商品の概要等
財形住宅貯金	5年以上	1円以上	住宅の取得や増改築を目的とする貯金です。財形年金と合わせて550万円までの非課税枠が利用できます。
定期積金	6ヶ月以上 5年以内	1,000円以上	毎月一定日に一定額を積み立てます。定額式・目標式・通増通減式および満期分散式の積み立て方式があり、口座振替・集金・店頭にて積み立てることができます。

●地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高

(単位：百万円)

正組合員		11,103
准組合員		42,804
員 外	地方公共団体	3,010
	地方公社等	-
	金融機関	15,500
	その他員外	12,437
	計	30,947
合 計		84,855

(2) 制度融資取扱い状況

(単位：百万円)

資金名	残高	制度の概要等
農業近代化資金	1,028	農業近代化資金融通法に定める資金
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	10	株式会社日本政策金融公庫法に定める資金
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	329	農業経営改善促進資金融通事業実施要綱に定める資金
就農施設等資金	16	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に定める資金

(3) 融資商品

	資金名	対象者	資金用途
農業資金	農業近代化資金	農業者 認定農業者	農業経営の近代化を図るための資金
	農業経営基盤強化資金 (スーパーL 資金)	認定農業者	農業経営の改善を支援するための長期資金
	農業経営改善促進資金 (スーパーS 資金)	認定農業者	農業経営の運転資金
	農業経営資金	農業者	農業経営に関する一切の資金
	営農ローン	農業者	効率的・安定的な農業経営を図るための資金
住宅資金	住宅ローン	組合員等	住宅の新築・購入・増改築、土地の購入、他金融機関で借入中の住宅資金の借換えのための資金
	リフォームローン	組合員等	既存住宅の増改築・改装・補修等
生活資金	フリーローン	組合員等	生活資金全般
	マイカーローン	組合員等	自動車・バイクの購入、車検、修理費用等
	教育ローン	組合員等	子弟の学費及びアパート家賃等教育に関する資金
	カードローン	組合員等	生活資金等

●地域密着型金融への取組み

(1) 農業者等の経営支援に関する取組基本方針

中小企業者等の経営支援に関しては、「金融円滑化にかかる基本方針」に基づき、新規 貸付相談や貸付条件変更等の申し込みに対して、真摯かつ適切な対応に努めております。

また、金融機関としてコンサルティング機能を十分に発揮できるよう、研修・セミナーの受講により担当者の能力向上に努めています。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

「金融円滑化にかかる基本方針」に基づき、管理責任者・担当者の設置および統括部署を明確化し、金融円滑化管理委員会において協議を行ない、その結果等を理事会に報告しています。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

三重県農業の基盤となる担い手育成確保を図るため、部門横断的な担い手対応部署のメンバーとして、担い手金融リーダーを配置し、営農事業、経済事業等と連携を図るとともに、担い手の資金調達対策等に対応しています。

(4) 担い手の経営のライフステージに応じた支援

担い手の経営のライフステージ（就農（創業期）・発展期・成熟期・再生期・承継期）に応じた支援に取り組んでいます。具体的には、農業経営資金、農業近代化資金等の各種農業資金、制度資金の提供、担い手の農業経営の負担軽減を目的とした利子補給等を実施しています。

(5) 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取組み

担い手への資金提供に際しては、不動産担保や個人保証に過度に依存することなく、融資先の経営の将来性を見極める融資を行なうため、三重県農業信用基金協会等と連携し担い手支援に努めています。

●文化的・社会的貢献に関する事項

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

<地方公共団体への協力>

地域社会のよりよい環境づくりと発展のため、市の行う地域の再開発や道路・学校・公園など公共施設の整備事業に対して、融資等を通じて積極的に協力しています。

また、津市の収納代理金融機関、松阪市の指定代理金融機関として、税金等の公金事務の窓口を担当し、多くの皆様にご利用頂いています。

<地域への奉仕活動>

地域社会の一員として、当JAも明るく住みよい地域社会づくりの一助となるよう職員による交通安全啓発活動や地域美化活動を実施しています。

また、三重県警察認定「子ども安全・安心の店」の認定店として、子ども見守り活動の一環で当JA管内の電柱に啓発看板を設置しています。

<高齢者福祉活動への取り組み>

組合員・地域の皆様がいつまでも健康で住み慣れた地域で暮らし続けられるように、居宅介護事業、訪問介護事業、通所介護事業、助け合い組織と連携した介護予防活動等、地域と連携したJA版地域包括ケアによる総合的な支援で、安心して信頼される介護福祉サービスの提供に取り組んでいます。

<各種相談会の開催>

当JAの顧問弁護士による法律相談会や税理士による税務相談会（相続事業承継対策）、社会保険労務士による年金相談会を無料で開催しています。

<郷土資料館の運営>

津市一志町の歴史や文化、昔の農業や暮らし、かつて盛んだった養蚕・製糸について学べる場として郷土資料館を運営し、農機具や生活用具等、貴重な資料を展示しています。地域のボランティアガイド「一志町歴史語り部の会」が案内役を務める社会見学の受け入れのほか、毎年6月には蚕の飼育展示を行っています。

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

<年金友の会活動>

年金友の会は、当JAの貯金口座に公的年金の受け取りを指定されている方を対象に、会員相互の親睦を図り、社会的地位の向上と健康で楽しい生活を送ることを目的に活動しています。シニアゴルフ大会やグラウンドゴルフ大会等のイベントや各支部で活動を行っています。

※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からイベントを中止しました。

<助け合い組織活動>

お互いに助け合い、安心して暮らせる心豊かな地域づくりを目指して、高齢者支援や地域住民同士の交流を目的に、ボランティア活動に取り組んでいます。三重中央地区では「かざぐるまの会」、一志東部地区では「たんぼぼの会」、松阪地区では「ほほえみ」が活動しています。

【主な活動】

- ・ 「かざぐるまの会」…ふらっとほ一む、ミニデイサービス
- ・ 「たんぼぼの会」…ミニデイサービス、社協が行う配食サービスへの協力
- ・ 「ほほえみ」…ふらっとほ一む、読み聞かせ、病院ボランティア

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から一部活動を休止しました。

< 1 支店等 1 協同活動 >

組合員・地域の皆様との関係を強化し、地域の拠り所となる親しまれる J A を目指して、各支店・店・事業所で「1 支店等 1 協同活動」を実施しています。組合員・地域住民・役職員が一緒になって企画し活動する「地域ふれあい活動」、役職員が主体となり地域に貢献する「C S R 活動」、より身近な情報を発信する「支店・事業所だより」から構成され、令和 3 年度は 4 7 部署で 3 7 8 活動を実施しました。

【主な活動】

- ・ 地域ふれあい活動…農業体験、環境美化、クラフト教室、作品展示会、支店まつり等
- ・ C S R 活動…交通安全啓発、清掃活動、見守り活動、特殊詐欺防止啓発、花苗の提供等

(3) 情報提供活動

< 組合員向け広報誌「きずな」の発行 >

令和 3 年 5 月から組合員向け広報誌「きずな」を毎月発行しています。幅広い世代の組合員等を対象に、J A の取り組みや食と農、くらしに関する役立つ情報を分かりやすい誌面で発信しており、身近な広報誌として組合員の皆様にご好評頂いています。

< 地域住民向けコミュニティ誌「みえのまんなか」の発行 >

令和 3 年 4 月から地域住民向けコミュニティ誌「みえのまんなか」を発行しています。令和 3 年度は当 J A 管内の特産物や直売所をテーマに、准組合員や地域住民、次世代層を対象に、食や農、J A に興味を持つきっかけとなるような誌面づくりを行いました。令和 4 年度は年 4 回の発行を予定しています。

< 公式 W e b サイトの運営 >

令和 3 年 4 月から J A みえなか公式 W e b サイトを運営しています。各事業からのお知らせやイベント・キャンペーン情報、J A の取り組み、旬の特産物情報等をタイムリーに発信しています。

公式 W e b サイト URL は、<https://www.ja-mienaka.or.jp/>です。

< S N S の活用 >

令和 3 年 4 月から J A みえなか公式 Facebook、Instagram、LINE、令和 3 年 1 0 月から YouTube を運営しています。次世代層を対象に、S N S それぞれの特性を活かし、写真や動画の見せ方にも工夫しながら、食と農の魅力や J A の事業活動を発信し、J A みえなかのファンづくりに取り組んでいます。



@mienaka.ja



@ja_mienaka



8. リスク管理の状況

●リスク管理の体制

【リスク管理基本方針】

はじめに

この方針は、当組合の業務運営にかかるリスク管理について、基本的な考え方、管理を要するリスクの特定、リスク管理の体制について定めるものである。

当組合の経営において、健全性維持や安定的な収益確保のために適切なリスク管理を行うことは、最重要課題のひとつであり、役職員はこの方針の趣旨および考え方に従いリスク管理を行う。

1 基本的な考え方

(1) リスクの定義

当組合におけるリスクとは、経営に負の影響(何らかの損失)を与える事象が発生する可能性や、発生した場合の影響度合いをいう。当組合は、安定的な収益を確保するために不確実性を内包した様々な業務を行う必要があり、リスクを管理することは当組合にとっての本来業務である。

(2) リスク管理の目的

当組合においてリスクが顕在化し、その影響度合いが許容水準に照らして過大な場合には、当組合は、経営が不安定となり、農業振興と地域社会に貢献するという使命および役割を果たすことが困難な状態となる。当組合の経営にとって最も重要な課題は、こうした事態に陥らないよう健全性を維持し、安定的な収益を確保するためにリスクを適切に管理していくことであり、当組合におけるリスク管理とは、経営方針や事業計画の達成に向けて行う業務から生ずるリスクを、当組合として許容できるレベルまでコントロールし、そのために必要な施策を行うことである。

(3) リスク管理の進め方

当組合の経営をとりまく環境が多様化・複雑化している状況下では、経営の健全性維持を第一義に、様々なリスクの特性を踏まえ、対応を行うことが不可欠である。

リスク管理の進め方としては、様々なリスクの特性に応じた個別リスク管理を行うことにとどまらず、リスクを総体として捉え、自己資本と比較・対照する等、複線的な管理を行う。

(4) リスク管理の方針

リスク量の計測・分析が可能なリスクについては、その計測・分析方法の利用を踏まえ、自己資本等経営体力の許容範囲に収まるようバランスをとって、リスクコントロールを行う。

リスク量の計測が困難なリスクについては、その内容を定性的に分析し、業務上の統制をもって、リスクが発生した場合の影響を極小化する。

2 環境変化への対応

(1) 経営をとりまく経済情勢や金利環境に変化が生じたときは、機動的な対応を行う。

(2) リスク管理時点の情勢や環境認識にとどまらず、その後の状況変化も勘案したうえで、リスクコントロールを行う。

3 方針の検証と見直し

- (1) 経営をとりまく経済情勢や金利環境は、急激な変化が起こりうるという認識に基づき、この方針の有効性や妥当性、リスク管理態勢の実行性については、不断の検証を行う。
- (2) 前項を踏まえ、この方針やリスク管理態勢については、随時見直しを行う。

【リスク管理への取組み】

(1) 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資推進課およびローンセンターを設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定した方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部審査課が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(3) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

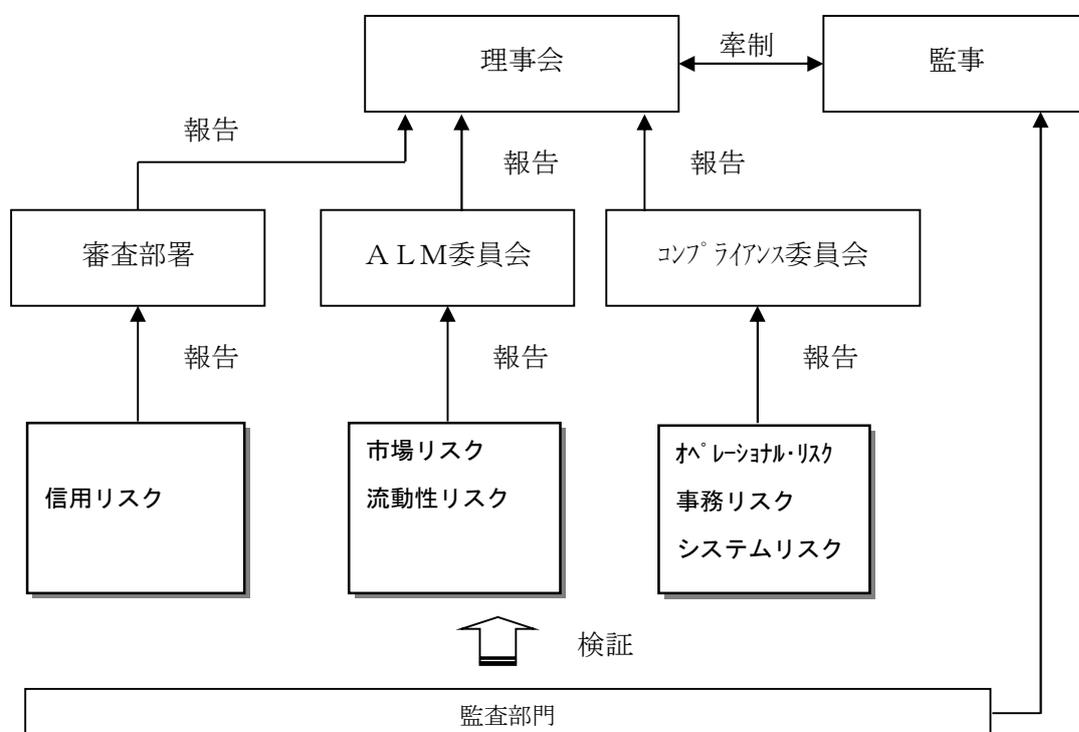
(5) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

(6) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

【リスク管理体制図】



●法令遵守体制

【コンプライアンス基本方針】

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、その徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

【コンプライアンス運営態勢】

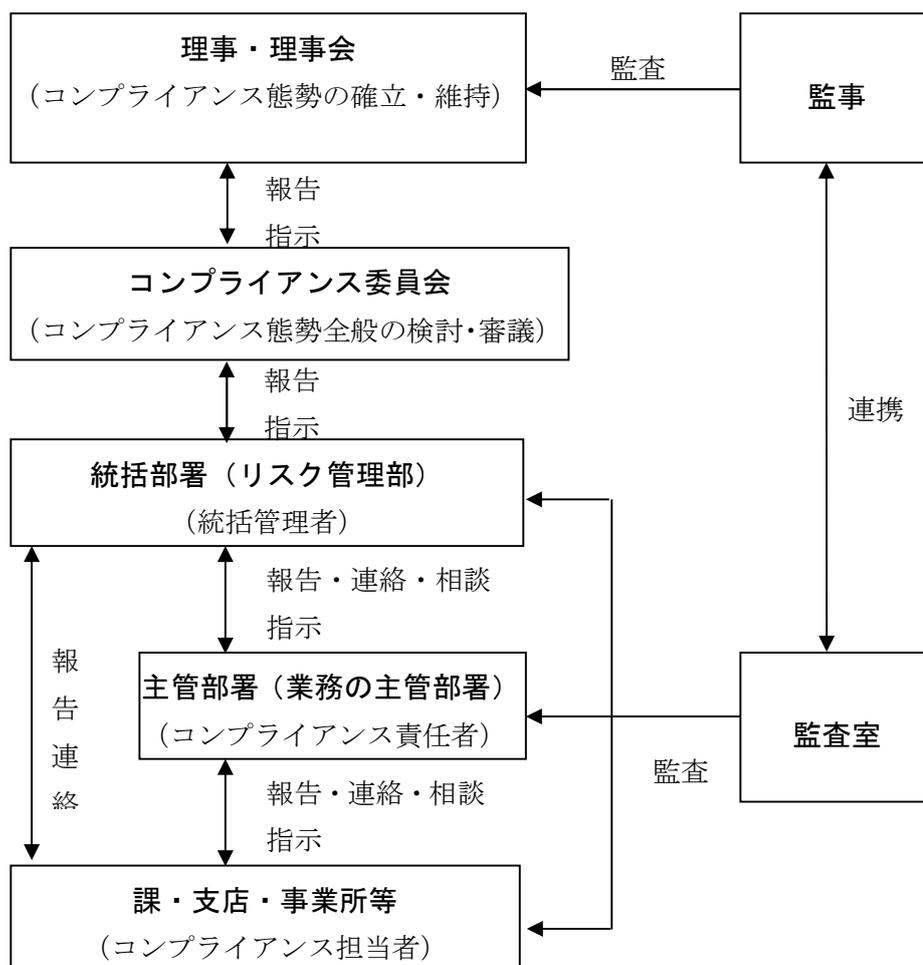
コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店・各事業所にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口を設置しています。

【コンプライアンス体制図】



●反社会的勢力との取引排除

【マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針】

みえなか農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守し、反社会的勢力等に対して、次のとおり断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、公益財団法人暴力追放三重県民センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

●金融ADR制度への対応

【苦情処理措置の内容】

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当組合の苦情等受付窓口（令和4年4月1日現在）

・JAバンク相談・苦情等受付窓口

JAみえなか 金融部 電話番号 0598-28-8808（貯金に関すること）

0598-28-8823（融資に関すること）

受付時間 午前9時～午後5時（金融機関の休日を除く）

・JA共済相談・苦情等受付窓口

JAみえなか 共済部 電話番号 059-293-6500

受付時間 午前9時～午後5時（金融機関の休日を除く）

【紛争解決措置の内容】

当組合では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

弁護士会名	電話番号	受付時間
愛知県弁護士会 紛争解決センター	052-203-1777	月～金（祝日・年末年始を除く） 10：00～16：00
公益社団法人 民間総合調停センター （大阪府）	一般社団法人 J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。	

*利用に際しては当組合の苦情等受付窓口または一般社団法人 J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、愛知県弁護士会 紛争解決センターには、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。当組合の苦情等受付窓口にお問い合わせ下さい。

●内部監査体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J Aの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

●金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。

3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

●金融円滑化にかかる基本的方針

J Aみえなか（以下、「当J A」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当J Aは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当J Aは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かくに取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当J Aは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの知識等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当J Aは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当J Aは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続きの実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当J Aは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
 - (1) 組合長以下、関係役員および部課長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 金融共済担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、当J A全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 本店および各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、本店および各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当J Aは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

●個人情報保護の取扱い方針

みえなか農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。

ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員及び委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下も同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第 16 条第 4 項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

【情報セキュリティ基本方針】

みえなか農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1) 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- 2) 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- 3) 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4) 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5) 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

●貸出運営についての考え方

組合は、協同組合の農業金融機関・地域金融機関として、地域社会の健全な発展に貢献するという使命があります。このため、組合員・利用者みなさまの暮らしの向上、農業をはじめとする地域産業の振興に必要な資金の貸出の伸長に取り組んでいます。

また、貸出業務は信用リスク（たとえば貸出先の破綻など）を伴います。よって貸出に当たっては適正な貸出審査・管理を行い、貯金者の信頼に応えるよう努めています。

今後も地域金融機関として地域社会の健全な発展のため、専門性を持った融資専任担当者をローンセンター等に配置し、高度な融資相談およびサービスの提供に努めてまいります。

9. 自己資本の状況

●自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和4年3月末における自己資本比率は、11.54%となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当組合の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

当組合は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

また、組合員増強運動を行っています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	みえなか農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	5,799百万円（前年度2,517百万円）

10. 主要な業務の内容

●事業の内容

(1) 信用事業

① 貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまの貯金をお預りしています。

当座貯金・普通貯金・総合口座・貯蓄貯金・通知貯金・定期貯金・定期積金など各種貯金を目的、期間、金額に合わせてご利用いただけます。

② 融資業務

組合員への融資をはじめ地域住民の皆様の暮らしや、農業者の皆様に必要な資金を融資しています。また、地方公共団体などへも融資し、地域の発展、向上に貢献しています。

③ 為替業務

全国の J A ・ 県信連 ・ 農林中金をはじめ全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網を結び、当 J A の窓口を通して全国の金融機関へ送金や、手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる国内為替を取り扱いしています。

④ 国債窓販販売

国債等（利付・割引国庫債券）の窓口販売の取扱と保護預かりを行なっています。

⑤ サービス・その他

各種自動受取や各種自動支払、給与振込・年金振込のサービス・口座振替サービスなどを取り扱いしています。

また、全国の J A での貯金のお出し入れや、銀行・信用金庫などでも現金の引き出しができるキャッシュサービスなど、様々なサービスに努めています。

(2) 共済事業

① 長期共済

終身共済・養老生命共済・こども共済・医療共済・がん共済・介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済・年金共済・建物更生共済等の取り扱いをしています。

② 短期共済

自動車共済・自賠責共済・火災共済・傷害共済等の取り扱いをしています。

③ 共栄火災代理店業務

損害保険代理店業務を行っています。

(3) 購買事業

農業生産資材・生活用品の供給、家電製品の供給・修理、農機具・石油類の供給、葬祭業務等を行っています。

(4) 販売事業

米穀・青果物・畜産物の出荷販売を行っています。

(5) 保管事業

米・麦・大豆等、穀物の保管業務を行っています。

(6) 営農指導事業

米穀の生産指導、青果物の生産指導・共撰出荷、畜産物の生育指導や農政情報の伝達・提言、経営指導を行っています。

(7) 利用事業

水稲・野菜の育苗と、穀類をライスセンター・カントリーエレベーターで、お茶を茶工場で共同乾燥調製等を行っています。

(8) 生活指導事業

生活文化活動を中心に、組合員や地域住民の生活文化向上を図る事業を行っており、また助け合い組織による福祉ボランティア活動等を行っています。

(9) 介護事業

高齢者介護福祉（居宅介護支援・訪問介護・通所介護）事業を行っています。

(10) その他事業

野菜・味噌等の加工販売、米の精米、宅地・住宅の供給事業を行っています。

●系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当組合の貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

(1) 「JAバンクシステム」のしくみ

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

(2) 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2021年3月末における残高は1,652億円となっています。

(3) 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

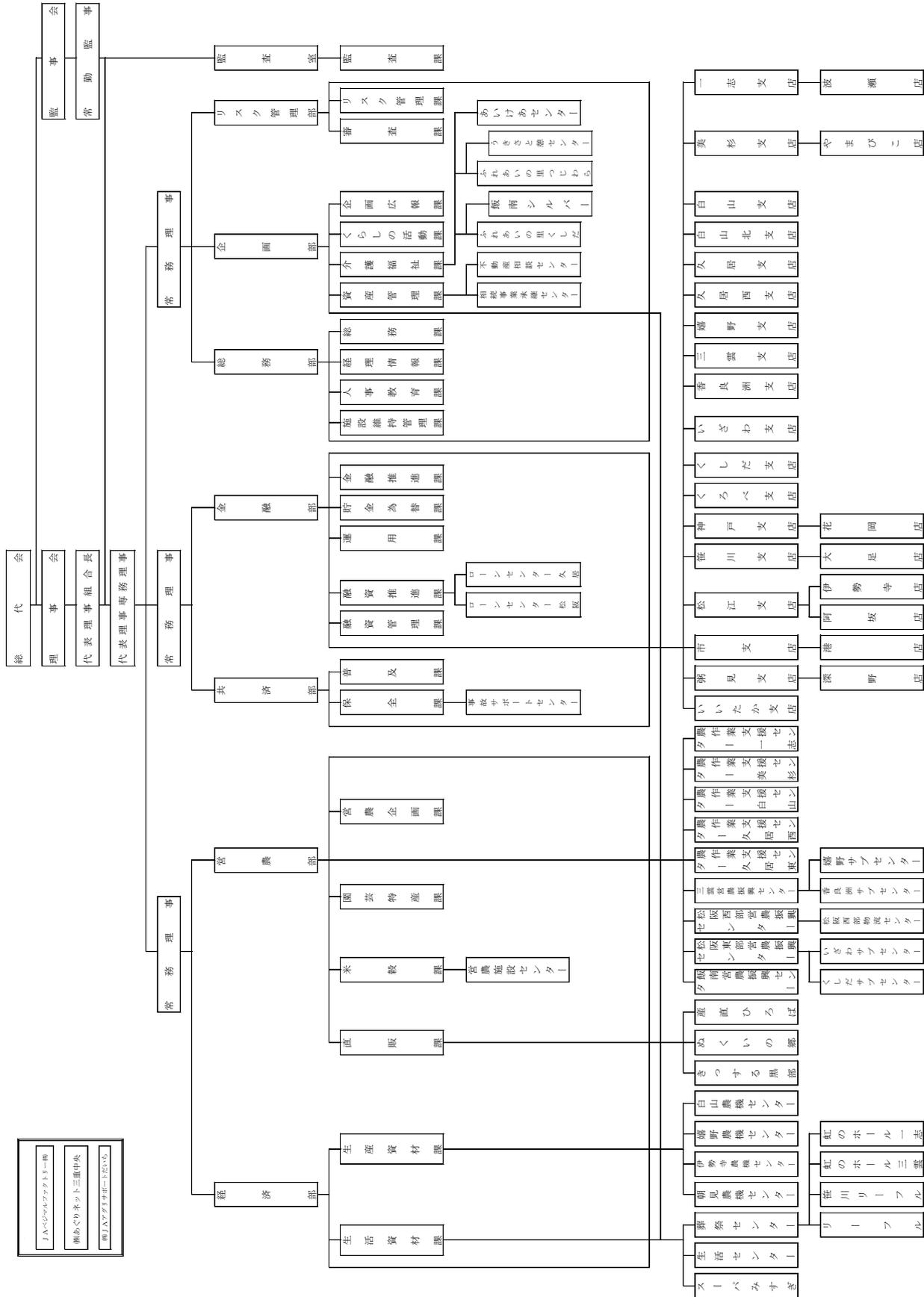
(4) 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2021年3月末現在で4,522億円となっています。

11. 経営の組織

●組織機構図（令和4年4月1日現在）



●組合員数

(単位：人)

	2年度末	3年度末	増 減
正組合員数	6,659	15,734	9,075
個人	6,633	15,648	9,015
法人	26	86	60
准組合員数	6,577	16,442	9,865
個人	6,475	16,327	9,852
法人	102	115	13
合 計	13,236	32,176	18,940

(注) 2年度は、旧 JA 三重中央の数値および記載です。以下、同じ。

●組合員組織の状況

組織名		構成員数
全 地 区	産直倶楽部	1,669人
	女性組織連絡協議会	実人数 1,471人 延べ人数 1,932人
三 重 中 央 地 区	青壮年部	19人
	青色申告会	31人
	なばな部会	38人
	ブロッコリー部会	74人
	いちご部会	8人
	加工野菜生産部会	73人
	キャベツ・はくさい部会	143人
	一志町の農業を守る会	68人
	一志受託者部会	13人
	一志じねんじょ部会	22人
	美杉農業を考える会	25人
	美杉野菜生産組合	11人
	美杉こんにやく生産組合	7人
	美杉清流米部会	22人
	白山町稲作部会	49人
	白山町柿部会	7人
	白山町採種部会	9人
	白山町受託者部会	12人
	久居果樹振興協議会	61人
	久居地域米麦振興協議会稲作部会	56人
久居受託者部会	12人	
資産管理部会	48人	
一 志 東 部 地 区	トマト部会	嬉野地区 1人 三雲地区 1人
	苺部会	28人
	秋冬野菜部会	44人
	いちじく部会	7人
	香良洲梨部会	21人
	露地大根部会	6人
	水田農業経営者協議会	16人

組織名		構成員数
松 阪 地 区	農家実行組合	348 組合
	水経会	38 人
	受託部会	16 人
	採種部会	6 人
	壮年部	25 人
	青年部 (JAMY)	18 人
	青島みかん部会	8 人
	高糖系みかん部会	8 人
	梨研究部会	22 人
	いちご部会	65 人
	柿生産部会	10 人
	畜産部会	11 人
	菌茸部会	4 人
	生椎茸部会	8 人
	乾椎茸部会	15 人
	花部会	8 人
	茶生葉生産者部会	113 人
	なばな部会	105 人
	モロヘイヤ部会	75 人
	伊勢芋部会	4 人
水耕胡瓜研究会	5 人	
きざみ葱部会	9 人	

●地区一覧

津市のうち、平成 17 年 12 月 31 日現在における一志郡美杉村・白山町・一志町・香良洲町、久居市の区域および松阪市

12. 役員構成

(令和4年6月末現在)

役員	氏名	役員	氏名
代表理事組合長	前田孝幸	理事	小濱静朗
代表理事専務理事	山本清巳	〃	和田浩
常務理事	河村公秀	〃	金岡一徳
常務理事	岡田勇樹	〃	出口千晴
常務理事	中瀬元史	〃	北川常一
理事	橋本忍	〃	中谷哲之
〃	諸戸善昭	〃	松田忠正
〃	加藤一成	〃	山中重範
〃	海住利彦	〃	西森偉統
〃	鈴木均	〃	加納覚
〃	鈴木浩三	代表監事	船木芳則
〃	中川一幸	常勤監事	小林將
〃	中角徹	監事	山田朋一
〃	池村均	〃	関岡宏行
〃	岩垣和代	〃	岡野美次
〃	福井政徳	〃	田中茂行
〃	中田元彦		

13. 会計監査人の名称

みのり監査法人(令和4年6月現在) 所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町

14. 事務所の名称及び所在地

(令和4年4月1日現在)

店舗名	住 所	電話番号	ATM 設置台数
本 店	松阪市豊原町 1043-1	0598-28-2111	
一志支店	津市一志町田尻 595-13	059-293-2211	2 台
波瀬店	津市一志町波瀬 4327-1	059-294-7211	1 台
美杉支店	津市美杉町八知 5525	059-272-1126	1 台
やまびこ店	津市美杉町奥津 1165	059-274-0234	1 台
白山支店	津市白山町川口 893	059-262-3543	1 台
白山北支店	津市白山町二本木 2293-1	059-262-0104	1 台
久居支店	津市久居新町 1083-1	059-255-2169	2 台
久居西支店	津市庄田町 2383	059-255-3007	1 台
嬉野支店	松阪市嬉野中川新町 4 丁目 156	0598-42-1103	2 台
三雲支店	松阪市中道町 319	0598-56-2431	1 台
香良洲支店	津市香良洲町 1863-8	059-292-3021	1 台
いざわ支店	松阪市射和町 582-1	0598-29-2346	1 台
くしだ支店	松阪市豊原町 1057-1	0598-28-2251	1 台
くろべ支店	松阪市東黒部町天神 1	0598-59-0004	1 台
神戸支店	松阪市垣鼻町 1573-5	0598-21-2119	1 台
花岡店	松阪市大黒田町 823-3	0598-21-0504	1 台
笹川支店	松阪市笹川町 2205	0598-36-0341	1 台
大足店	松阪市大足町 335-1	0598-21-1178	1 台
松江支店	松阪市西之庄町 228	0598-21-0835	1 台
伊勢寺店	松阪市八重田町 173-1	0598-58-2511	1 台
阿坂店	松阪市小阿坂町 314-4	0598-58-2303	1 台
市支店	松阪市郷津町 140-1	0598-51-0684	1 台
港店	松阪市荒木町 18-1	0598-51-0961	1 台
粥見支店	松阪市飯南町粥見 4474-1	0598-32-2610	1 台
深野店	松阪市飯南町深野 585-4	0598-32-2036	
いいたか支店	松阪市飯高町栗野 160-1	0598-45-0006	1 台

(店舗外 ATM 設置台数 28 台)

15. 直近の2事業年度における財産の状況

●貸借対照表

(単位：千円)

資産の部	令和2年度	令和3年度	負債・純資産の部	令和2年度	令和3年度
1 信用事業資産	161,018,612	438,486,375	1 信用事業負債	161,530,191	439,133,650
(1)現金	594,832	2,182,063	(1)貯金	161,051,792	437,731,744
(2)預金	107,440,360	291,355,068	(2)借入金	14,610	27,468
系統預金	107,140,325	283,746,150	(3)その他の信用事業負債	463,788	1,374,438
系統外預金	300,034	7,608,917	未払費用	49,415	152,192
(3)金銭の信託	2,114,707	4,404,858	その他の負債	414,372	1,222,246
(4)有価証券	13,634,544	54,794,261	2 共済事業負債	591,980	1,275,847
(5)貸出金	36,864,522	84,855,304	(1)共済資金	353,356	697,920
(6)その他の信用事業資産	379,324	919,233	(2)未経過共済付加収入	232,253	570,894
未収収益	154,249	420,234	(3)共済未払費用	3,804	3,871
その他の資産	225,075	498,998	(4)その他の共済事業負債	2,566	3,160
(7)貸倒引当金	▲9,678	▲24,413	3 経済事業負債	348,107	544,189
2 共済事業資産	17,574	31,029	(1)経済事業未払金	200,174	402,522
(1)その他の共済事業資産	17,574	31,029	(2)経済受託債務	63,827	99,407
3 経済事業資産	847,668	2,445,886	(3)その他の経済事業負債	84,106	42,260
(1)受取手形	-	3,230	4 設備借入金	-	98,800
(2)経済事業未収金	530,431	1,233,503	5 雑負債	427,602	645,237
(3)経済受託債権	81,379	479,086	(1)未払法人税等	12,913	23,263
(4)棚卸資産	190,600	640,495	(2)リース債務	-	4,108
購買品	76,884	418,970	(3)資産除去債務	13,073	89,184
宅地等	66,107	152,886	(4)その他の負債	401,615	528,681
その他の棚卸資産	47,608	68,638	5 諸引当金	611,400	2,005,608
(5)その他の経済事業資産	47,083	111,454	(1)賞与引当金	86,664	198,654
(6)貸倒引当金	▲1,825	▲21,885	(2)退職給付引当金	218,621	1,260,304
4 雑資産	442,478	858,111	(3)役員退職慰労引当金	13,060	20,500
(1)雑資産	442,478	858,112	(4)特例業務負担金引当金	292,560	525,673
(2)貸倒引当金	-	▲0	(5)ポイント引当金	492	475
5 固定資産	3,187,349	8,921,280	負債の部合計	163,509,281	443,703,333
(1)有形固定資産	3,174,119	8,881,525	1 組合員資本	7,790,934	21,122,372
建物	5,212,472	14,604,179	(1)出資金	2,517,255	5,799,224
構築物	1,347,829	3,042,483	(2)利益剰余金	5,295,474	15,360,511
機械装置	1,972,131	4,437,714	利益準備金	1,620,000	4,749,000
土地	1,333,740	4,186,611	その他利益剰余金	3,675,474	10,611,511
リース資産	-	10,867	信用事業基盤強化積立金	360,000	1,451,803
建物仮勘定	11,170	2,586	共同利用施設整備積立金	150,000	300,000
その他の有形固定資産	576,107	1,504,676	営農指導事業基盤強化積立金	-	260,000
減価償却累計額	▲7,279,330	▲18,907,592	経営安定対策積立金	1,773,297	3,597,297
(2)無形固定資産	13,229	39,755	特別積立金	1,140,000	3,997,000
6 外部出資	6,050,250	15,017,595	当期末処分剰余金	252,177	1,005,410
(1)外部出資	6,050,250	15,017,595	(うち当期剰余金)	137,985	295,944
系統出資	5,842,155	14,608,279	(3)処分未済持分	▲21,795	▲37,363
系統外出資	151,734	352,955	2 評価・換算差額等	424,315	1,293,728
子会社等出資	56,360	56,360	(1)その他有価証券評価差額金	424,315	1,293,728
7 繰延税金資産	160,596	359,156	純資産の部合計	8,215,250	22,416,100
資産の部合計	171,724,532	466,119,434	負債及び純資産の部合計	171,724,532	466,119,434

●損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
1 事業総利益	3,008,383	6,376,616
事業収益	6,501,441	10,346,241
事業費用	3,493,057	3,969,625
(1)信用事業収益	2,103,013	4,172,789
資金運用収益	1,430,087	3,645,024
(うち預金利息)	(728,143)	(2,033,086)
(うち有価証券利息)	(272,096)	(636,704)
(うち貸出金利息)	(403,003)	(902,099)
(うちその他受入利息)	(26,843)	(73,134)
役務取引等収益	46,875	113,677
その他事業直接収益	47,492	21,756
その他経常収益	578,557	392,331
(2)信用事業費用	581,779	542,637
資金調達費用	72,129	176,443
(うち貯金利息)	(67,506)	(166,198)
(うち給付補填備金繰入)	(1,696)	(3,697)
(うち譲渡性貯金利息)	(25)	(10)
(うち借入金利息)	(48)	(240)
(うちその他支払利息)	(2,852)	(6,296)
役務取引等費用	26,021	37,516
その他事業直接費用	18,345	12,997
その他経常費用	465,283	315,680
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 5,578)	(▲ 11,455)
信用事業総利益	1,521,233	3,630,152
(3)共済事業収益	718,480	1,699,566
共済付加収入	649,897	1,548,122
共済その他手数料	54,805	126,238
保険代理店手数料	11,027	24,837
その他の収益	2,750	368
(4)共済事業費用	23,280	98,870
共済推進費	13,786	47,991
共済保全費	3,121	32,697
その他の費用	6,372	18,181
共済事業総利益	695,200	1,600,696
(5)購買事業収益	2,132,528	3,235,748
購買品供給高	2,033,684	2,958,916
購買手数料	-	132,328
修理サービス料	74,448	71,102
その他の収益	24,395	73,400
(6)購買事業費用	1,691,608	2,492,888
購買品供給原価	1,580,455	2,334,859
購買品供給費	75,930	11,008
その他の費用	35,222	147,020
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲ 68)	(▲ 25,933)
(うち貸倒損失)	(-)	(7)
購買事業総利益	440,920	742,859
(7)販売事業収益	94,643	184,199
販売品販売高	43,186	30,616
販売手数料	44,101	121,905
その他の収益	7,355	31,678
(8)販売事業費用	48,678	72,718
販売品販売原価	38,403	26,134
その他の費用	10,274	46,583
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(72)
販売事業総利益	45,965	111,481
(9)保管事業収益	15,769	48,372
(10)保管事業費用	2,285	3,336
保管事業総利益	13,483	45,036

科 目	令和2年度	令和3年度
(11)加工事業収益	1,060,236	36,136
(12)加工事業費用	903,389	30,077
加工事業総利益	156,847	6,058
(13)利用事業収益	232,784	599,767
(14)利用事業費用	144,675	473,092
利用事業総利益	88,109	126,675
(15)宅地等供給事業収益	74,811	89,690
(16)宅地等供給事業費用	51,133	54,360
宅地等供給事業総利益	23,677	35,330
(17)福祉事業収益	-	19,440
(18)福祉事業費用	-	8,065
福祉事業総利益	-	11,374
(19)介護事業収益	59,202	249,703
(20)介護事業費用	26,529	161,677
介護事業総利益	32,672	88,026
(21)農業経営事業収益	-	4,810
(22)農業経営事業費用	-	2,994
農業経営事業総利益	-	1,816
(23)その他事業収益	8,298	-
(24)その他事業費用	7,723	-
その他事業総利益	574	-
(25)指導事業収入	1,672	17,890
(26)指導事業支出	11,973	40,781
指導事業収支差額	▲ 10,301	▲ 22,890
2 事業管理費	2,809,541	5,991,350
(1)人件費	2,000,253	4,316,064
(2)業務費	284,571	674,800
(3)諸税負担金	105,617	262,723
(4)施設費	413,568	715,271
(5)その他事業管理費	5,530	22,489
事業利益	198,842	385,266
3 事業外収益	119,259	431,806
(1)受取雑利息	273	741
(2)受取出資配当金	71,346	180,779
(3)賃貸料	10,060	14,996
(4)雑収入	37,579	235,287
4 事業外費用	3,877	175,187
(1)支払雑利息	-	1,056
(2)貸倒引当金繰入額	-	0
(3)寄付金	546	1,633
(4)その他引当金戻入益	▲ 176	▲ 221
(5)雑損失	3,507	172,718
経常利益	314,224	641,885
5 特別利益	41,212	33,673
(1)固定資産処分益	85	33,673
(2)一般補助金	570	-
(3)固定資産圧縮戻入益	40,556	-
6 特別損失	185,289	266,674
(1)固定資産処分損	36,947	44,265
(2)減損損失	79,197	222,409
(3)外部出資評価損	8,539	-
(4)外部出資清算損	20,048	-
(5)補助金返還損	40,556	-
税引前当期利益	170,147	408,883
法人税、住民税及び事業税	30,634	50,771
法人税等調整額	1,527	62,168
法人税等合計	32,162	112,939
当期剰余金	137,985	295,944
当期首繰越剰余金	114,191	709,466
当期末処分剰余金	252,177	1,005,410

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

●注記表

【令和2年度】

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）
 - (2) 子会社株式・・・移動平均法による原価法
 - (3) その他有価証券
 - ①時価のあるもの・・・ 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）
 - ②時価のないもの・・・ 移動平均法による原価法
- 2 金銭信託の評価基準及び評価方法
金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記1の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- 3 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 購買品（数量管理）・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
 - (2) 購買品（売価管理）・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
 - (3) 宅地等・・・個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
 - (4) その他の棚卸資産（原材料・貯蔵品）・・・最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- 4 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）については定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。なお、耐用年数及び残存価額は、法人税法に規定する方法と同一の方法によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）については定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（3～6年）での定額法により償却しています。
- 5 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
なお、10,000千円以下の破綻懸念先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。
上記以外の債権のうち正常先およびその他の要注先に対する債権については、1年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。また、要管理先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
 - (2) 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
 - (3) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
 - ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生した事業年度から費用処理することとしています。
 - (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
 - (5) ポイント引当金は、当組合において事業の利用拡大及び組合員への加入促進を目的とする総合ポイント制度に基づき、組合員・利用者へ付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額をポイント引当金として計上しています。
 - (6) 特例業務負担金引当金は、特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。
- 6 リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

8 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。

9 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。また、損益計算書の事業収益、事業費用についても、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

II 表示方法の変更に関する注記

1 新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2に基づき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を適用し、当事業年度より固定資産の減損に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

2 損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則別表第4の改正に伴い、共済事業収益の内訳科目であるその他の収益に含めていました「保険代理店手数料」「共済その他手数料」を区分掲記しています。

また、製茶事業について従来は「利用事業」に含めていましたが、事業内容を考慮し、令和2年度より「加工事業」に含めています。

また令和2年度より、事業管理費（うち施設費）に計上された費用の中で、特定部門に紐付けされる部分を事業直接費に計上しています。対象は、ライスセンター、育苗センター、野菜育苗センター、葬祭センター、加工施設及びあいけあセンターです。

III 会計上の見積りに関する注記

1 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 79,197千円

(2) その他の情報

①算出方法

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価格を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

②主要な仮定

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和3年3月に作成した場所別損益計画を基礎として算出しており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

③翌年度の計算書類に与える影響

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV 貸借対照表に関する注記

1 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,203,745千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

種類	圧縮額	種類	圧縮額
建物	364,878	機械装置	471,075
建物附属設備	215,626	器具備品	20,268
構築物	131,896		

2 リース契約により使用する重要な固定資産（資産の部に計上したものを除く）

貸借対照表上に計上した固定資産の他、リースにより使用している重要な資産として、自動車等があります。

3 担保に供している資産

水道事業収納事務の取引の担保として定期預金100千円を差し入れ、為替決済の取引の担保として定期預金5,000,000千円を設定しています。

4 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額 4,230千円

子会社に対する金銭債務の総額 112,914千円

5 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事及び監事に対する金銭債権の総額

6,580千円

6 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は6,728千円、延滞債権額は371,378千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権と貸出条件緩和債権はありません。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額及び延滞債権額の合計額は378,106千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V 損益計算書に関する注記

1 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額	11,631千円
うち事業取引高	8,275千円
うち事業取引以外の取引高	3,355千円
(2) 子会社との取引による費用総額	16,472千円
うち事業取引高	14,612千円
うち事業取引以外の取引高	1,860千円

2 減損会計に関する事項

(1) 試算をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

また、カントリーエレベーター・ライスセンター等をはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しています。当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

場所	用途	種類	その他
エーコープみすぎ	営業用店舗	建物、附属設備、構築物、機械装置、車両運搬具、器具備品及び土地	
エーコープ多気	営業用店舗	建物	
エーコープ太郎生	営業用店舗	土地	
農作業支援センター美杉	営業用店舗	建物、附属設備及び構築物	
美杉ライスセンター	営業用店舗	建物、構築物、機械装置及び土地	
美杉製茶工場	営業用店舗	建物、附属設備、構築物及び土地	
旧寺野店	賃貸資産	土地	業務外固定資産
波瀬会議室	賃貸資産	建物及び附属設備	業務外固定資産
旧伊勢地支店	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧一志給油所	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧みやま支店	遊休資産	建物及び附属設備	業務外固定資産
旧やまゆり支店	遊休資産	建物及び附属設備	業務外固定資産
精米センター	遊休資産	建物及び土地	業務外固定資産
本店	遊休資産	建物、附属設備、機械装置及び器具備品	業務外固定資産
旧下之川店	遊休資産	附属設備、器具備品及び土地	業務外固定資産
旧川上事業所	遊休資産	建物及び土地	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

それぞれの営業用店舗については、当該店舗の事業利益が短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産については土地の時価が著しく減少しており、減損の兆候に該当しています。

この内、旧寺野店及び波瀬会議室の資産は賃貸用固定資産として使用していますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

さらに、旧伊勢地支店、旧一志給油所、旧みやま支店、旧やまゆり支店、精米センター、本店、旧下之川店及び川上事業所の資産は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳		
エーコープみすぎ	27,596千円	(建物12,267千円、附属設備2,358千円、構築物78千円、機械装置4,468千円、車両運搬具2,124千円、器具備品2,593千円、土地3,704千円)
エーコープ多気	48千円	(建物48千円)
エーコープ太郎生	404千円	(土地404千円)
農作業支援センター美杉	5,672千円	(建物4,426千円、附属設備903千円、構築物342千円)
美杉ライスセンター	1,444千円	(建物35千円、構築物387千円、機械装置313千円、土地707千円)
美杉製茶工場	6,088千円	(建物348千円、附属設備263千円、構築物132千円、土地5,343千円)
旧寺野支店	31千円	(土地31千円)
波瀬会議室	419千円	(建物396千円、附属設備22千円)
旧伊勢地支店	76千円	(土地76千円)
旧一志給油所	400千円	(土地400千円)
旧みやま支店	520千円	(建物457千円、附属設備62千円)
旧やまゆり支店	314千円	(建物237千円、附属設備76千円)
精米センター	7,250千円	(建物5,228千円、土地2,022千円)
本店	28,843千円	(建物25,235千円、附属設備1,939千円、機械装置1,201千円、器具備品466千円)
旧下之川店	74千円	(附属設備64千円、器具備品8千円、土地0.8千円)
旧川上事業所	14千円	(建物0.3千円、土地13千円)
合計	79,197千円	(建物48,682千円、附属設備5,692千円、構築物941千円、機械装置5,983千円、車両運搬具2,124千円、器具備品3,068千円、土地12,705千円)

(4) 回収可能価額の算定方法

土地を除いた固定資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は10.3%です。
また、土地の回収可能価額については正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

3 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、4,918千円の棚卸評価損が含まれています。

VI 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,161,505千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	107,440,360	107,433,033	▲ 7,326
有価証券			
満期保有目的の債券	497,500	541,357	43,857
その他有価証券	13,137,044	13,137,044	-
貸出金(*1)	36,894,788		
貸倒引当金(*2)	▲ 9,678		
貸倒引当金控除後	36,885,110	38,349,084	1,463,974
経済事業未収金	530,431		
貸倒引当金(*3)	▲ 1,825		
貸倒引当金控除後	528,605	528,605	-
資産計	158,488,620	159,989,124	1,500,504
貯金	161,051,792	161,100,397	48,604
借入金	14,610	14,677	67
経済事業未払金	200,174	200,174	-
負債計	161,266,577	161,315,249	48,672

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している従業員貸付金30,266千円を含めています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*3) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

④経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

- (3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (*1)	6,050,250
合計	6,050,250

(*1) 外部出資については時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	106,962,894	-	-	-	300,000	-
有価証券						
満期保有目的の債券	115,000	15,000	15,000	15,000	15,000	322,500
その他有価証券のうち満期があるもの	254,177	896,837	353,775	7,500	1,907,250	9,085,510
貸出金 (*1、2)	2,301,156	1,673,899	3,104,925	2,034,494	1,467,095	26,243,455
経済事業未収金 (*3)	527,331	-	-	-	-	-
合計	110,160,560	2,585,737	3,473,700	2,056,994	3,689,345	35,651,465

(*1) 貸出金のうち、当座貸越294,900千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等39,494千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等3,099千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- (5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	145,763,111	5,439,341	9,210,204	354,276	284,858	-
借入金	190	190	190	190	190	190
経済事業未払金	200,174	-	-	-	-	-
合計	145,963,475	5,439,531	9,210,394	354,466	285,048	190

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

- (1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	97,500	104,637	7,137
	金融債	100,000	101,380	1,380
	社債	300,000	335,340	35,340
	合計	497,500	541,357	43,857

- (2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差額	
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却 原価を超えるもの	国債	1,305,463	1,490,030	184,566
	地方債	149,786	173,857	24,070
	金融債	600,000	618,340	18,340
	社債	7,000,723	7,314,386	313,662
	株式	14,979	18,575	3,595
	受益証券	1,439,629	1,519,819	80,189
	小計	10,510,583	11,135,007	624,423
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却 原価を超えないもの	国債	1,004,690	972,400	▲ 32,290
	社債	200,000	199,400	▲ 600
	株式	105,055	95,246	▲ 9,809
	受益証券	799,740	734,990	▲ 64,750
	小計	2,109,486	2,002,036	▲ 107,449
合計	12,620,070	13,137,044	516,973	

なお、上記差額から繰延税金負債140,772千円を差し引いた額376,201千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	8,233,970	22,441	18,345
社債	910,692	25,051	-
株式	12,931,580	324,129	101,938
受益証券	1,223,039	9,911	241,099
投資証券	1,968,409	102,905	8,561
合計	25,267,691	484,438	369,945

3 保有目的区分を変更した有価証券

当期中に保有目的を変更した満期保有目的の債券はありません。

4 有価証券の減損処理

当年度中において、8,539千円（うち、系統外出資1,000千円、子会社等出資7,539千円）減損処理を行っています。時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質額が著しく低下した場合に、回復可能性等を考慮して減損処理を行っています。

5 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

(1) その他の金銭の信託

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	163,907	50,000	113,907
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	1,950,799	1,998,590	▲ 47,790
合計	2,114,707	2,048,590	66,117

なお、上記差額から繰延税金負債18,003千円を差し引いた額48,113千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

VIII 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

1 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

(1) 期首における退職給付債務	1,803,217
(2) 勤務費用	121,904
(3) 利息費用	4,650
(4) 数理計算上の差異の発生額	▲ 67,052
(5) 退職給付の支払額	▲ 139,672
(6) 期末における退職給付債務(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	1,723,047

2 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

(1) 期首における年金資産	1,457,831
(2) 期待運用収益	12,803
(3) 数理計算上の差異の発生額	▲ 3,843
(4) 年金資産への拠出金	97,264
(5) 退職給付の支払額	▲ 110,814
(6) 期末における年金資産(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	1,453,240

3 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

(1) 退職給付債務	1,723,047
(2) 年金資産	▲ 1,453,240
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)	269,807
(4) 未認識数理計算上の差異	▲ 51,185
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)	218,621
(6) 退職給付引当金=(5)	218,621

4 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

(1) 勤務費用	121,904
(2) 利息費用	4,650
(3) 期待運用収益	▲ 12,803
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	14,358
(5) 合計(1)+(2)+(3)+(4)	128,110

5 年金資産の主な内訳

年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

全国共済農業協同組合連合会

(単位：千円)

(1) 一般勘定	576,000
(2) 合計	576,000

全国農林漁業団体共済会

(単位：千円)

(1) 債券	552,661
(2) 年金保険投資	228,082
(3) 現金及び預金	52,634
(4) その他	43,862
(5) 合計(1)+(2)+(3)+(4)	877,240

6 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

7 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

(1) 割引率	0.35%
(2) 長期期待運用収益率	0.87%

IX 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産(A)	319,938
退職給付引当金	59,530
減価償却超過	5,099
賞与引当金	23,598
賞与引当に係る未払社会保険料	3,818
特例業務負担金引当金	79,664
貸出金未収利息	189
貸倒損失	27
役員退職慰労引当金	3,556
棚卸資産(収益性低下分)	2,028
未払事業税	1,999
減損損失	145,122
資産除去債務	3,559
中央会賦課金	5,117
期末賞与	22,242
外部出資減損	2,325
養蚕組合土地	2,195
その他	420
評価性引当額	▲ 40,558
繰延税金負債(B)	▲ 159,341
全農外部出資(みなし配当)	▲ 559
資産除去債務(固定資産増加額)	▲ 6
その他有価証券評価差額金	▲ 158,775
繰延税金資産の純額(A)+(B)	160,596

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因(単位：%)

法定実効税率	27.44
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.41
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 6.64
税率変更による期末繰延税金資産の増減	1.45
法人税額の特別控除	▲ 2.46
住民税均等割等	1.38
評価性引当額の増減	▲ 0.20
子会社出資清算損	3.23
子会社清算による繰越欠損金	▲ 7.20
その他	0.49
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.90

X 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の概要

当組合では、津市のうち平成17年12月31日現在における一志郡美杉村・白山町・一志町、久居市の地域において、賃貸不動産を所有しています。令和3年3月期における当該賃貸不動産に関する賃貸損益は1,199千円(賃貸収益は賃貸料に、主な賃貸費用は諸税負担金、施設費に計上)です。

(2) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び当期末時価

(単位：千円)

	貸借対照表計上額			当期末の時価
	当期首残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸不動産	168,984	482,724	651,708	800,732
遊休不動産	60,163	124,357	184,520	466,840
合計	229,148	607,081	836,228	1,267,573

注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

注2) 当期増減額のうち、主な増加額は不動産の用途変更(699,076千円)です。

注3) 当期末の時価は、土地に関しては主として「固定資産税評価額」に基づいて当組合で算定した金額であり、建物等に関しては取得原価から減価償却累計額を控除した金額としています。

XI 重要な後発事象に関する注記

旧三重中央農業協同組合、旧一志東部農業協同組合及び旧松阪農業協同組合の3組合は、合併予備契約を締結し、令和2年11月開催の臨時総代会において承認されました。

1 合併の目的

3組合が相互扶助の精神のもとに大同団結して合併を行い、安定した財務基盤と経営収支を有する組合を構築していくことで、総合事業の継続による「組合員・地域社会になくてはならない組合」を目指し、組合員や地域の皆様が安心して営農や生活ができるよう取り組んでいくことを目的とします。

2 合併する農業協同組合の名称

三重中央農業協同組合

一志東部農業協同組合

松阪農業協同組合

3 合併の形式

三重中央農業協同組合、一志東部農業協同組合及び松阪農業協同組合が対等の立場で合併し、手続き上は合併事務の簡素化をはかるため、三重中央農業協同組合が定款を変更し、一志東部農業協同組合及び松阪農業協同組合の財産及び権利義務を包括的に承継する「定款変更方式」としました。

4 合併後の名称

みえなか農業協同組合

5 合併の期日

令和3年4月1日

6 出資1口あたりの金額

1,000円

XII キャッシュ・フロー計算書に関する注記

1 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	108,035,192千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	106,120,100千円
現金及び現金同等物	1,915,092千円

【令和3年度】

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）
 - (2) 子会社株式・・・移動平均法による原価法
 - (3) その他有価証券
 - ①時価のあるもの・・・ 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）
 - ②市場価格のない株式等・移動平均法による原価法
- 2 金銭の信託の評価基準及び評価方法
金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記1の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- 3 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 購買品（数量管理）・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
 - (2) 購買品（売価管理）・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
 - (3) 宅地等・・・個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
 - (4) その他の棚卸資産（原材料・貯蔵品）・・・最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- 4 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）については定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。なお、耐用年数及び残存価額は、法人税法に規定する方法と同一の方法によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の一括減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）については定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（2～5年）での定額法により償却しています。
 - (3) リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
- 5 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
なお、10,000千円以下の破綻懸念先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。
上記以外の債権のうち正常先およびその他の要注意先に対する債権については、1年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。また、要管理先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
 - (2) 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
 - (3) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
 - ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生した事業年度から費用処理することとしています。ただし、令和3年4月1日合併前の旧松阪農業協同組合で発生した数理計算上の差異については、8年で費用処理しています。
 - (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
 - (5) ポイント引当金は、当組合において事業の利用拡大及び組合員への加入促進を目的とする総合ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額をポイント引当金として計上しています。
 - (6) 特例業務負担金引当金は、特例業務負担金の抛出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

6 収益及び費用の計上基準

収益認識にかかる計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日改正）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・冠婚葬祭施設・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

⑦ 介護福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑧ 農業経営事業

農地の有効利用を促進、安定的な農産物の提供、新規就農者等の育成、農業技術・経営の実証・研究等を目的とした事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農産物を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑨ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

7 リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

8 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

9 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。

10 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売を当組合が再委託した全農県本部が行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しています。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

(3) 預託家畜

当組合は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合から当該組合員への債権を、貸借対照表の経済事業資産 その他経済事業資産に計上しています。なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合に留保しています。

当組合は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益 その他の収益に計上しています。

なお、素牛の受入高については、損益計算書の購買品受入高に、素牛の供給高については、購買品供給高に計上しています。

(4) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

II 会計方針の変更に関する注記

- 1 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

この結果、当事業年度の購買事業収益・購買事業費用がそれぞれ1,182,670千円減少しています。

- 2 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

III 会計上の見積りに関する注記

1 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 222,409千円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価格を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年3月に作成した場所別損益計画を基礎として算出しており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV 貸借対照表に関する注記

1 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,845,880千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

種類	圧縮額	種類	圧縮額
建物	1,592,566	工具器具備品	20,725
構築物	161,837	土地	28,449
機械装置	1,042,300		

- 2 担保に供している資産
津市水道事業収納事務の担保として定期預金200千円を差し入れ、為替決済の取引の担保として定期預金15,300,000千円を設定しています。
- 3 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務
子会社に対する金銭債権の総額 2,294千円
子会社に対する金銭債務の総額 94,996千円
- 4 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は62,476千円、危険債権額は658,750千円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。
債権のうち、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権額はありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権の合計額は721,227千円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

V 損益計算書に関する注記

1 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額	60,820千円
うち事業取引高	19,919千円
うち事業取引以外の取引高	40,900千円
(2) 子会社との取引による費用総額	16,307千円
うち事業取引高	8,580千円
うち事業取引以外の取引高	7,726千円

2 減損会計に関する事項

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、事業所ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

カントリーエレベーター、ライスセンター等をはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

場所	用途	種類	その他
美杉支店	営業用店舗	土地、建物、構築物、工具器具備品及び無形固定資産	
粥見支店	営業用店舗	土地、建物、構築物及び工具器具備品	
いたか支店	営業用店舗	土地及び建物	
粥見茶工場	営業用店舗	土地及び機械装置	
虹のホール三雲	営業用店舗	土地、建物、構築物、工具器具備品及び無形固定資産	
旧榎原支店倉庫	賃貸資産	土地及び建物	業務外固定資産
阪内放牧場敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
井村町資材倉庫敷地	遊休資産	土地及び建物	業務外固定資産
旧竹原店	遊休資産	土地及び建物	業務外固定資産
旧伊勢地支店	遊休資産	土地、建物、構築物及び工具器具備品	業務外固定資産
旧三重中央本店	遊休資産	建物、構築物、機械装置及び工具器具備品	業務外固定資産
権現前店	遊休資産	土地、建物、構築物及び工具器具備品	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

虹のホール三雲、美杉支店、粥見支店、いたか支店については当該店舗の事業利益が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

粥見茶工場については共用資産グループ全体での割引前キャッシュ・フローによる減損の判定が赤字であり、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しています。

旧榑原支店倉庫は貸貸用固定資産として使用していますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

さらに、上記以外の業務外固定資産は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場所	金額	内訳
美杉支店	5,662千円	土地112千円、建物5,118千円、工具器具備品430千円、構築物・無形固定資産0千円
粥見支店	1,495千円	土地1,220千円、建物174千円、構築物2千円、工具器具備品97千円
いいか支店	1,290千円	土地880千円、建物409千円
粥見茶工場	3,045千円	土地2,818千円、機械装置227千円
虹のホール三雲	164,182千円	土地45,806千円、建物107,278千円、構築物8,248千円、工具器具備品132千円、無形固定資産2,715千円
旧榑原支店倉庫	114千円	土地113千円、建物1千円
阪内放牧場敷地	3,649千円	土地3,649千円
井村町資材倉庫敷地	19,511千円	土地19,394千円、建物117千円
旧竹原店	721千円	土地153千円、建物568千円
旧伊勢地支店	235千円	構築物235千円、土地・建物・工具器具備品0千円
旧三重中央本店	135千円	工具器具備品135千円、建物・構築物・機械装置0千円
権現前店	22,365千円	土地6,459千円、建物14,327千円、構築物1,219千円、工具器具備品358千円
合計	222,409千円	土地80,609千円、建物127,995千円、構築物9,706千円、機械装置227千円、工具器具備品1,155千円、無形固定資産2,715千円

(4) 回収可能価額の算定方法

土地を除いた固定資産の回収可能価額には使用価値を採用しており、適用した割引率は8.3%です。

また、土地の回収可能価額については正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

3 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、5,348千円の棚卸評価損が含まれています。

VI 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資推進課およびローンセンターを設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が7,364,171千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	291,355,068	291,367,088	12,020
有価証券			
満期保有目的の債券	1,214,120	1,265,346	51,226
その他有価証券	53,580,141	53,580,141	-
貸出金(*1)	84,906,399		
貸倒引当金(*2)	▲ 24,414		
貸倒引当金控除後	84,881,984	87,169,099	2,287,114
資産計	431,031,314	433,381,676	2,350,361
貯金	437,731,744	437,796,813	65,069
負債計	437,731,744	437,796,813	65,069

(*1) 貸出金には貸借対照表上雑資産に計上している従業員貸付金51,095千円を含めています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

投資信託は、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に従い、経過措置を適用しています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資(*1)	15,017,595
合計	15,017,595

(*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	283,755,068	-	-	600,000	-	7,000,000
有価証券						
満期保有目的の債券	20,260	20,260	20,260	20,260	20,260	1,112,820
その他有価証券のうち満期があるもの(*1)	1,108,513	1,459,971	1,833,595	3,098,806	2,894,286	39,171,098
貸出金(*2、3)	5,633,557	5,726,695	5,000,340	5,190,252	3,300,406	59,926,468
合計	290,517,399	7,206,926	6,854,196	8,909,318	6,214,952	107,210,386

(*1) その他有価証券のうち、永久債については「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、当座貸越709,982千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*3) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等77,583千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	378,986,829	30,598,027	24,759,087	1,735,502	1,652,297	-
合計	378,986,829	30,598,027	24,759,087	1,735,502	1,652,297	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VII 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	地方債	82,500	89,652	7,152
	社債	1,100,000	1,144,232	44,232
	小計	1,182,500	1,233,884	51,384
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	地方債	31,620	31,461	▲158
	小計	31,620	31,461	▲158
合計		1,214,120	1,265,346	51,226

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却 原価を超えるもの	国債	3,781,461	4,304,360	522,898
	地方債	4,315,573	4,755,466	439,892
	政府保証債	99,988	116,030	16,041
	社債	22,064,559	22,650,331	585,772
	株式	358,242	561,917	203,675
	受益証券	1,852,297	2,342,615	490,317
	投資証券	473,570	631,101	157,530
小計	32,945,692	35,361,822	2,416,129	
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却 原価を超えないもの	国債	4,762,809	4,644,130	▲118,679
	社債	10,780,810	10,470,079	▲310,731
	株式	522,238	471,576	▲50,661
	受益証券	2,825,015	2,578,866	▲246,148
	投資証券	57,376	53,667	▲3,709
小計	18,948,250	18,218,319	▲729,930	
合計	51,893,942	53,580,141	1,686,198	

なお、上記差額から繰延税金負債459,151千円を差し引いた額1,227,046千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	2,578,194	10,477	12,997
地方債	201,689	1,697	-
社債	505,780	5,840	-
株式	1,980,080	82,807	28,894
受益証券	1,423,130	41,412	259
投資証券	47,993	3,742	-
合計	6,736,867	145,976	42,150

- 3 保有目的区分を変更した有価証券
当期中に保有目的を変更した満期保有目的の債券はありません。

4 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

(1) その他の金銭の信託

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	1,122,813	980,130	142,683
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	3,282,044	3,333,093	▲ 51,049
合計	4,404,858	4,313,224	91,633

なお、上記差額から繰延税金負債24,951千円を差し引いた額66,681千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

VII 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。またこの制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会並びに三菱UFJ信託銀行との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

1 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 (単位：千円)

(1) 期首における退職給付債務	4,722,452
(2) 勤務費用	268,403
(3) 利息費用	16,982
(4) 数理計算上の差異の発生額	15,800
(5) 退職給付の支払額	▲ 387,336
(6) 期末における退職給付債務(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	4,636,302

2 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (単位：千円)

(1) 期首における年金資産	3,288,543
(2) 期待運用収益	35,534
(3) 数理計算上の差異の発生額	▲ 20,577
(4) 年金資産への拠出金	233,402
(5) 退職給付の支払額	▲ 281,651
(6) 期末における年金資産(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	3,255,252

3 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

(1) 退職給付債務	4,636,302
(2) 年金資産	▲ 3,255,252
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)	1,381,050
(4) 未認識数理計算上の差異	▲ 120,745
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)	1,260,304
(6) 退職給付引当金=(5)	1,260,304

4 退職給付費用及びその内訳項目の金額 (単位：千円)

(1) 勤務費用	268,403
(2) 利息費用	16,982
(3) 期待運用収益	▲ 35,534
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	32,588
(5) 合計(1)+(2)+(3)+(4)	282,439

5 年金資産の主な内訳

年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

全国共済農業協同組合連合会

(単位：千円)

(1) 一般勘定	1,335,545
(2) 合計	1,335,545

三菱UFJ信託銀行

(単位：千円)

(1) 債券	142,198
(2) 株式	190,127
(3) 現金及び預金	6,963
(4) 合計(1)+(2)+(3)	339,289

全国農林漁業団体共済会

(単位：千円)

(1) 債券	1,011,466
(2) 年金保険投資	426,712
(3) 現金及び預金	63,216
(4) その他	79,020
(5) 合計(1)+(2)+(3)+(4)	1,580,416

6 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

7 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

(1)割引率	0.35%
(2)長期期待運用収益率	1.08%

IX 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産(A)	845,100
退職給付引当金	343,180
減価償却超過	4,671
賞与引当金	54,093
賞与引当に係る未払社会保険料	8,908
特例業務負担金引当金	143,140
貸出金未収利息	579
貸倒損失	35,235
役員退職慰労引当金	5,582
棚卸資産(収益性低下分)	1,456
未払事業税	2,287
減損損失	340,531
資産除去債務	24,284
中央会賦課金	14,215
粥見土地簿価下げ(H15)	8,939
管理経済改良コスト	1,088
農協観光出資金債務超過	1,089
養蚕組合土地	2,195
めぐりネット出資金減損	2,052
未払賞与	33,137
無形固定資産	18,545
その他	283
その他有価証券評価差額金	
評価性引当額	▲ 205,859
繰延税金負債(B)	▲ 485,944
全農外部出資(みなし配当)	▲ 1,786
資産除去債務(固定資産増加額)	▲ 54
その他有価証券評価差額金	▲ 484,103
繰延税金資産の純額(A)+(B)	359,156

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税額等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。

X 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の概要

当組合では、松阪市及び津市において、賃貸不動産を所有しています。令和4年3月期における当該賃貸不動産に関する賃貸損益は▲10,826千円(賃貸収益は賃貸料に、主な賃貸費用は諸税負担金、施設費に計上)です。また、松阪市及び津市において遊休不動産を所有しています。

(2) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び当期末時価

(単位：千円)

	貸借対照表計上額			当期末の時価
	当期首残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸不動産	1,840,362	▲ 92,092	1,748,270	2,428,201
遊休不動産	338,933	▲ 49,675	289,258	792,441
合計	2,179,295	▲ 141,767	2,037,528	3,220,643

注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

注2) 当期増減額のうち、主な増加額は不動産の取得(42,566千円)であり、主な減少額は不動産の売却(71,318千円)及び減価償却(114,000千円)です。

注3) 当期末の時価は、土地に関しては主として「固定資産税評価額」に基づいて当組合で算定した金額であり、建物等に関しては取得原価から減価償却累計額を控除した金額としています。

XI 合併に関する注記

当事業年度において、合併対象資産の全部について、当該合併直前の帳簿価額を付す合併が行われています。

- (1) 合併前の組合の名称
三重中央農業協同組合
一志東部農業協同組合
松阪農業協同組合
- (2) 合併の目的
3組合が相互扶助の精神のもとに大同団結して合併を行い、安定した財務基盤と経営収支を有する組合を構築していくことで、総合事業の継続による「組合員・地域社会になくてはならない組合」を目指し、組合員や地域の皆様が安心して営農や生活が出来るよう取り組んでいくことを目的とします。
- (3) 合併日
令和3年4月1日
- (4) 合併後の組合の名称
みえなか農業協同組合
- (5) 合併比率及び算定方法
3組合による1対1の対等合併
- (6) 出資1口あたりの金額
1,000円
- (7) 被合併組合から承継した資産、負債、純資産の額及び主な内訳
資 産 290,656,359千円 (うち 預金 190,509,186千円、有価証券 33,977,777千円、
貸出金 45,337,209千円、経済事業未収金 822,093千円)
負 債 276,392,889千円 (うち 貯金 272,372,779千円)
純資産 14,263,469千円 (うち出資金 2,993,717千円)
なお、これらについては帳簿価額で評価しています。

XII 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 (6) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

●剰余金処分計算書

(単位：千円)

	令和2年度		令和3年度	
1 当期末処分剰余金	252,177		1,005,410	
2 剰余金処分額	112,015		571,890	
(1)利益準備金	30,000		60,000	
(2)任意積立金	60,000		400,000	
経営安定対策積立金	35,000		400,000	
特別積立金	25,000		-	
(3)出資配当金(年率)	22,015	(1.0%)	111,890	(2.0%)
3 次期繰越剰余金	140,162		433,519	

注)

1. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業に充てるための繰越額が含まれています。

令和2年度 7,500千円 令和3年度 15,000千円

2. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

名 称	経営安定対策積立金
目 的	新たな会計基準(税効果会計、時価会計、退職給付会計及び減損会計等)の適用、資産の償却及び有価証券の価格下落等による負担の増加に対応し、組合経営の安定及び健全な発展を図ることを目的とする。
目 標 額	毎事業年度、計画的に積立し50億円を限度とする。
取崩基準	目標額に達しない場合であっても、次の事象が生じた場合に理事会の議決により必要と認められた額を取り崩す。 ①新たな会計基準等への対応等により、多額の損失が生じた場合 ②債権等資産の償却及び固定資産の減損処理により、多額の損失が生じた場合 ③有価証券の運用により多額の損失が生じた場合 ④繰延税金資産の取崩しにより、多額の損失が生じた場合

●部門別損益計算書（令和2年度）

（単位：千円）

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	6,501,441	2,103,013	718,480	2,134,620	1,545,079	247	
事業費用 ②	3,493,057	581,779	23,280	1,740,250	1,143,395	4,351	
事業総利益③（①－②）	3,008,383	1,521,233	695,200	394,369	401,684	▲4,103	
事業管理費 ④ （うち人件費 ⑤） （うち減価償却費⑥）	2,809,541 (2,000,253) (133,561)	1,122,015 (713,915) (35,983)	509,854 (412,379) (20,079)	611,540 (412,713) (59,738)	437,947 (343,600) (14,668)	128,184 (117,644) (3,091)	
うち共通管理費 ⑦ （うち人件費 ⑧） （うち減価償却費⑨）		250,103 (129,314) (10,334)	83,546 (44,594) (3,012)	72,107 (38,488) (2,600)	63,969 (34,007) (2,554)	10,776 (5,752) (388)	▲480,503 (▲252,156) (▲18,889)
事業利益 ⑩（③－④）	198,842	399,218	185,345	▲217,170	▲36,263	▲132,287	
事業外収益 ⑪	119,259	55,693	19,664	19,831	21,107	2,963	
うち共通分 ⑫		54,577	18,821	16,244	14,353	2,427	▲106,424
事業外費用 ⑬	3,877	1,495	472	1,497	381	30	
うち共通分 ⑭		657	226	195	172	29	▲1,282
経常利益 ⑮（⑩＋⑪－⑬）	314,224	453,416	204,537	▲198,836	▲15,537	▲129,355	
特別利益 ⑯	41,212	0	0	41,212	0	0	
うち共通分 ⑰		0	0	0	0	0	0
特別損失 ⑱	185,289	34,841	12,015	94,686	39,921	3,824	
うち共通分 ⑲		34,841	12,015	10,370	9,162	1,549	▲67,939
税引前当期利益 ⑳ （⑮＋⑯－⑱）	170,147	418,575	192,522	▲252,311	▲55,459	▲133,179	
営農指導事業分配賦額 ㉑		-	-	133,179	-	▲133,179	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ㉒ （㉑－㉑）	170,147	418,575	192,522	▲385,490	▲55,459		

注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

事業総利益割、人数割、事業管理費割（人件費、減価償却費、共通管理費を除く）の平均により配賦

(2) 営農指導事業

農業関連事業に全額を配賦

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

（単位：％）

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	52.1%	17.4%	15.0%	13.3%	2.2%	100.0%
営農指導事業	-	-	100.0%	-		100.0%

3. 部門別の資産

（単位：千円）

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	171,724,532	166,454,922	1,466,076	1,904,342	741,382	64,483	1,093,327
総資産(共通資産 配分後) (うち固定資産)	171,724,532 (1,093,327)	167,024,004 (569,082)	1,656,176 (190,100)	2,068,413 (164,072)	886,936 (145,554)	89,003 (24,520)	

●部門別損益計算書（令和3年度）

（単位：千円）

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	10,358,116	4,172,789	1,699,566	2,573,316	1,898,288	14,154	
事業費用 ②	3,981,500	542,637	98,870	2,037,844	1,279,632	22,515	
事業総利益③（①－②）	6,376,616	3,630,152	1,600,696	535,471	618,656	▲8,360	
事業管理費 ④ （うち人件費 ⑤） （うち減価償却費⑥）	5,991,350 (4,316,064) (265,514)	2,199,840 (1,515,728) (82,205)	1,387,441 (1,061,535) (58,482)	1,181,778 (863,534) (42,105)	958,968 (671,556) (73,482)	263,320 (203,709) (9,239)	
うち共通管理費 ⑦ （うち人件費 ⑧） （うち減価償却費⑨）		432,800 (306,155) (14,154)	183,580 (129,857) (6,001)	136,035 (96,226) (4,446)	117,790 (83,321) (3,850)	23,995 (16,973) (784)	▲894,202 (▲632,534) (▲29,236)
事業利益 ⑩（③－④）	385,266	1,430,311	213,254	▲646,307	▲340,312	▲271,680	
事業外収益 ⑪	431,806	187,409	83,941	70,823	66,823	22,809	
うち共通分 ⑫		145,077	61,536	45,599	39,483	8,043	▲299,740
事業外費用 ⑬	175,187	84,212	35,769	27,665	22,879	4,660	
うち共通分 ⑭		84,062	35,654	26,420	22,877	4,660	▲173,675
経常利益 ⑮（⑩＋⑪－⑬）	641,885	1,533,508	261,426	▲603,149	▲296,368	▲253,531	
特別利益 ⑯	33,673	16,298	6,913	5,122	4,435	903	
うち共通分 ⑰		16,298	6,913	5,122	4,435	903	▲33,673
特別損失 ⑱	266,674	127,944	59,731	40,982	30,898	7,116	
うち共通分 ⑲		110,211	46,746	34,639	29,994	6,110	▲227,702
税引前当期利益 ⑳ （⑮＋⑯－⑱）	408,883	1,421,861	208,608	▲639,010	▲322,830	▲259,744	
営農指導事業分配賦額 ㉑		107,014	64,936	41,559	46,234	▲259,744	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ㉒ （㉑－㉒）	408,883	1,314,846	143,671	▲680,569	▲369,065		

注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等
（人頭割＋人件費・減価償却費を除いた事業管理費割＋事業利益割）の平均により配賦
- (2) 営農指導事業
（均等割＋事業総利益割）の平均により配賦

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。（単位：％）

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	48.6%	20.5%	15.2%	13.1%	2.6%	100.0%
営農指導事業	41.2%	25.0%	16.0%	17.8%		100.0%

3. 部門別の資産（単位：千円）

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	466,119,434	452,721,760	4,360,779	3,290,850	3,104,760	284,090	2,357,192
総資産(共通資産 配分後) (うち固定資産)	466,119,434 (8,921,280)	453,862,658 (2,761,979)	4,844,712 (1,965,028)	3,649,451 (1,414,790)	3,415,266 (2,469,030)	347,346 (310,452)	

●会計監査人の監査

令和2年度及び令和3年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けています。

16. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

●最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、人、%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益（事業収益）	7,061	6,821	6,704	6,501	10,358
信用事業収益	1,976	1,917	2,000	2,103	4,172
共済事業収益	800	774	743	718	1,699
農業関連事業収益	2,310	2,278	2,217	2,134	2,573
その他事業収益	1,975	1,851	1,743	1,545	1,898
経常利益	414	459	309	314	641
当期剰余金（※）	168	87	120	137	295
出資金	2,101	2,109	2,116	2,517	5,799
（出資口数）	2,101,215口	2,109,796口	2,116,410口	2,517,255口	5,799,224口
純資産額	7,836	7,894	7,681	8,215	22,416
総資産額	165,294	167,279	172,930	171,724	466,119
貯金等残高	155,199	157,205	159,567	161,051	437,731
貸出金残高	33,107	32,903	34,742	36,864	84,855
有価証券残高	15,015	14,505	16,780	13,634	54,794
剰余金配当金額	20	20	20	22	111
・出資配当の額	20	20	20	22	111
・事業利用分量配当の額	-	-	-	-	-
正職員数	287	289	286	264	591
常用的臨時雇用者	121	116	110	77	119
単体自己資本比率	12.28	10.75	10.77	11.25	11.54

- 注) 1. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 2. 信託業務の取り扱いは行っておりません。
 3. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

17. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

●利益総括表

(単位：百万円、%)

	令和2年度	令和3年度	増減
資金運用収支	1,357	3,468	2,110
役員取引等収支	20	76	55
その他信用事業収支	142	85	▲ 57
信用事業粗利益	1,521	3,630	2,108
(信用事業粗利益率)	0.92	0.83	▲ 0.09
事業粗利益	3,008	6,376	3,368
(事業粗利益率)	1.67	1.31	▲ 0.36
事業純益	175	623	447
実質事業純益	175	623	447
コア事業純益	146	614	468
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	92	633	541

●資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

	令和2年度			令和3年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	164,950	1,430	0.87	431,306	3,645	0.85
うち預金	108,764	754	0.69	301,651	2,106	0.70
うち有価証券	19,558	272	1.39	46,610	636	1.37
うち貸出金	36,626	403	1.10	83,044	902	1.09
資金調達勘定	167,488	72	0.04	441,717	176	0.04
うち貯金・定積	167,048	69	0.04	440,480	169	0.04
うち借入金	17	0	0.28	29	0	0.81
うち貸付留保金	423	2	0.57	1,207	6	0.52
総資金利ざや			0.15			0.31

注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれていません。

●受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	令和2年度増減額	令和3年度増減額
受取利息	26	2,214
うち預金	▲ 15	1,304
うち有価証券等	33	364
うち貸出金	8	499
支払利息	▲ 24	104
うち貯金	▲ 24	98
うち借入金	0	0
差引	50	2,110

注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

●貯金に関する指標

▼科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

	令和2年度		令和3年度		増減
流動性貯金	48,189	(28.82)	137,540	(31.21)	89,350
定期性貯金	118,726	(71.02)	302,849	(68.72)	184,123
その他の貯金	132	(0.08)	90	(0.02)	▲41
計	167,048	(99.92)	440,480	(99.95)	273,432
譲渡性貯金	126	(0.08)	205	(0.05)	79
合計	167,174	(100.0)	440,685	(100.0)	273,511

注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

▼定期貯金残高

(単位：百万円、%)

	令和2年度		令和3年度		増減
定期貯金	109,105	(100.0)	292,316	(100.0)	183,210
うち固定自由金利定期	109,099	(99.99)	292,307	(99.99)	183,208
変動自由金利定期	6	(0.0)	9	(0.01)	2

注1) 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

注2) 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

注3) () 内は構成比です。

●貸出金等に関する指標

▼科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	増減
手形貸付	104	417	312
証書貸付	29,645	67,302	37,656
当座貸越	305	721	416
割引手形	-	-	-
金融機関貸付	6,571	14,602	8,031
合計	36,626	83,044	46,417

▼貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

	令和2年度		令和3年度		増減
固定金利貸出	27,766	(75.32)	49,436	(58.26)	21,670
変動金利貸出	9,098	(24.68)	35,418	(41.74)	26,320
合計	36,864	(100.0)	84,855	(100.0)	47,990

注) () 内は構成比です。

▼貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	増減
貯金等	238	580	342
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	48	119	71
その他担保物	158	223	65
計	445	924	479
農業信用基金協会保証	5,802	16,139	10,337
その他保証	22,967	49,998	27,031
計	28,769	66,137	37,368
信用	7,650	17,793	10,143
合計	36,864	84,855	47,990

▼債務保証見返額の担保別内訳残高

該当はありません。

▼貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	増減
農業近代化資金	61	1,028	966
制度資金	1	17	16
農業資金	469	1,689	1,220
うち農業施設資金	(353)	(1,060)	(707)
うち農業運転資金	(116)	(629)	(513)
事業資金	9,287	13,105	3,818
うち事業施設資金	(2,199)	(4,512)	(2,313)
うち事業運転資金	(7,088)	(8,593)	(1,505)
生活資金	26,872	59,096	32,224
うち住宅関連資金	(25,982)	(57,014)	(31,032)
うち生活関連資金	(890)	(2,082)	(1,192)
その他資金	170	9,914	9,743
合計	36,864	84,855	47,990

▼業種別の貸出金残高

(単位：百万円、%)

	令和2年度		令和3年度		増減
農業	872	(2.37)	3,887	(4.58)	3,015
林業	135	(0.37)	232	(0.27)	96
水産業	46	(0.12)	111	(0.13)	65
製造業	7,308	(19.82)	13,900	(16.38)	6,591
鉱業	129	(0.35)	407	(0.48)	277
建設業	2,031	(5.51)	4,965	(5.85)	2,933
電気・ガス・熱供給・水道業	515	(1.40)	1,095	(1.29)	579
運輸・通信業	1,524	(4.13)	3,721	(4.39)	2,197
卸売・小売業・飲食店	1,054	(2.86)	2,692	(3.17)	1,637
金融・保険業	7,523	(20.41)	16,554	(19.51)	9,030
不動産業	455	(1.23)	1,719	(2.03)	1,264
サービス業	7,473	(20.27)	14,499	(17.09)	7,026
地方公共団体	644	(1.75)	3,011	(3.55)	2,367
その他	7,149	(19.39)	18,058	(21.28)	10,908
合計	36,864	(100.0)	84,855	(100.0)	47,990

注) ()内は構成比です。

▼主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
農業	532	2,686	2,154
穀作	241	1,208	967
野菜・園芸	69	330	261
果樹・樹園農業	18	64	46
工芸作物	1	27	26
養豚・肉牛・酪農	38	366	328
養鶏・養卵	-	15	15
養蚕	-	-	-
その他農業	163	673	510
農業関連団体等	-	-	-
合 計	532	2,686	2,154

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
プロパー資金	424	1,260	836
農業制度資金	108	1,425	1,317
農業近代化資金	61	1,028	947
その他制度資金	46	397	351
合 計	532	2,686	2,154

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで信連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

該当はありません。

●農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況
(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	前年度	7	-	6	0	7
	当年度	62	16	31	15	62
危険債権	前年度	370	11	348	8	368
	当年度	658	78	570	7	656
要管理債権	前年度	-	-	-	-	-
	当年度	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	前年度	-	-	-	-	-
	当年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	前年度	-	-	-	-	-
	当年度	-	-	-	-	-
小計	前年度	378	11	355	9	376
	当年度	721	94	601	22	719
正常債権	前年度	36,535				
	当年度	84,244				
合計	前年度	36,913				
	当年度	84,965				

- 注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
 2. 危険債権：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
 3. 要管理債権：4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
 4. 三月以上延滞債権：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
 5. 貸出条件緩和債権：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
 6. 正常債権：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

●経営諸指標

▼利益率

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度	増減
総資産経常利益率	0.17	0.13	▲ 0.04
資本経常利益率	4.23	3.09	▲ 1.14
総資産当期純利益率	0.08	0.06	▲ 0.02
資本当期純利益率	1.86	1.43	▲ 0.43

▼貯貸率・貯証率

(単位：%)

		令和2年度	令和3年度	増減
貯貸率	期末	22.89	19.38	▲ 3.51
	期中平均	21.93	18.85	▲ 3.08
貯証率	期末	8.46	12.51	4.05
	期中平均	10.32	10.58	0.26

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和2年度					令和3年度				
	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その 他				目的 使用	その 他	
一般貸倒引当金	3	0	/	3	0	4	2	/	4	2
(うち信用事業)	3	0	/	3	0	4	2	/	4	2
(うち購買事業)	0	0	/	0	0	0	0	/	0	0
(うち販売事業)	-	-	/	-	-	0	0	/	0	0
(うちその他事業)	-	-	/	-	-	0	0	/	0	0
個別貸倒引当金	13	11	0	13	11	79	43	-	79	43
(うち信用事業)	11	9	-	11	9	31	22	-	31	22
(うち購買事業)	1	1	0	1	1	47	21	-	47	21
(うち販売事業)	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
(うちその他事業)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	17	11	0	17	11	83	46	-	83	46

●貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
貸出金償却額	-	-

注) 金額は、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺後の金額です。

●内国為替取扱実績

(単位：千円)

種類		令和2年度		令和3年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	30,083	235,533	65,350	561,683
	金額	63,807,919	71,522,054	89,886,217	133,104,345
代金取立為替	件数	58	1	60	8
	金額	116,781	24	101,022	6,398
雑為替	件数	4,118	4,231	3,764	2,929
	金額	1,447,034	23,811,461	12,555,013	25,314,124
合 計	件数	34,259	239,765	69,603	565,459
	金額	65,371,734	95,333,540	102,542,252	158,424,867

●有価証券に関する指標

▼種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	増減
国債	4,392	4,827	434
地方債	256	4,463	4,207
政府保証債	0	100	100
金融債	0	0	0
社債	9,101	31,214	22,113
株式	659	726	67
その他の証券	2,823	5,278	2,454
合計	17,233	46,610	29,377

注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しております。

▼商品有価証券種類別平均残高

該当はありません。

▼有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定め のない もの	合計
令和2年度								
国債	200	-	-	-	-	2,100	-	2,300
地方債	-	-	-	150	-	100	-	250
政府保証債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	100	800	1,600	1,000	800	3,900	-	8,200
株式	-	-	-	-	-	-	120	120
その他の証券	-	439	300	600	900	-	-	2,239
令和3年度								
国債	-	-	-	-	924	8,023	-	8,948
地方債	-	-	529	1,335	222	2,782	-	4,869
政府保証債	-	-	-	-	-	116	-	116
社債	703	2,735	4,326	2,614	3,208	19,301	1,330	34,220
株式	-	-	-	-	-	-	1,033	1,033
その他の証券	377	530	1,229	375	1,170	-	1,922	5,606

●有価証券等の時価情報等

(1) 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当はありません。

[満期保有目的の債券]

(単位：百万円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	時 価 差 額		貸借対照表計上額	時 価 差 額	
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	97	104	7	82	89	7
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金 融 債	100	101	1	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	300	335	35	1,100	1,144	44
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	497	541	43	1,182	1,233	51
時価が貸借 対照表計上 額を超えな いもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	31	31	0
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金 融 債	-	-	-	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	31	31	0
合 計	497	541	43	1,214	1,265	51	

[その他有価証券]

(単位：百万円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額
貸借対照 表計上額 が取得原 価又は償 却原価を 超えるも の	債券						
	国債	1,490	1,305	184	4,304	3,781	522
	地方債	173	149	24	4,755	4,315	439
	政府保証債	-	-	-	116	99	16
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	7,932	7,600	332	22,650	22,064	585
	株式	18	14	3	561	358	203
	その他の証券	1,519	1,439	80	2,973	2,325	647
小計	11,135	10,510	624	35,361	32,945	2,416	
貸借対照 表計上額 が取得原 価又は償 却原価を 超えない もの	債券						
	国債	972	1,004	▲32	4,644	4,762	▲118
	地方債	-	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	199	200	▲1	10,470	10,780	▲310
	株式	95	105	▲9	471	522	▲50
	その他の証券	734	799	▲64	2,632	2,882	▲249
小計	2,002	2,109	▲107	18,218	18,948	▲729	
合 計	13,137	12,620	516	53,580	51,893	1,686	

(2) 金銭の信託の時価情報

[運用目的の金銭の信託]

該当はありません。

[満期保有目的の金銭の信託]

該当はありません。

[その他の金銭の信託]

(単位：百万円)

	令和2年度					令和3年度				
	貸借対照 表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの	貸借対照 表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの
その他の金 銭の信託	2,114	2,048	66	113	▲47	4,404	4,313	91	142	▲51

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

●共済取扱実績

▼長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：千円)

	令和2年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
終身共済	4,076,419	128,668,396	9,398,623	279,506,825
定期生命共済	163,600	513,000	1,614,500	4,243,200
養老生命共済	554,960	29,807,037	1,221,180	75,723,458
うち 子ども共済	403,300	13,087,781	786,700	28,149,775
医療共済	52,000	2,492,100	92,000	6,187,900
がん共済	-	310,500	-	645,500
定期医療共済	-	156,600	-	723,000
介護共済	225,794	2,239,665	1,301,929	6,108,408
年金共済	-	1,169,400	-	1,256,800
建物更生共済	22,361,010	200,713,333	41,392,990	492,089,557
合 計	27,433,784	366,070,033	55,021,222	866,484,649

注)

1. 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。
2. 子ども共済は、養老生命共済の内書を表示しております。

▼医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：千円)

	令和2年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	2,249	48,876	132	96,868
がん共済	667	9,742	1,405	21,994
定期医療共済	-	768	-	2,274
合 計	2,917	59,386	1,537	121,137

注)

1. 金額は、入院共済金額を表示しています。

▼介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	令和2年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	304,371	3,370,740	1,463,777	8,215,398
生活障害共済（一時金型）	1,399,500	2,082,300	1,756,800	5,310,100
生活障害共済（定期年金型）	110,860	179,920	129,660	363,800
特定重度疾病共済	548,600	522,600	806,700	2,094,900

注)

1. 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金年額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

▼年金共済の年金保有高

(単位：千円)

	令和2年度		令和3年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	857,294	3,973,161	538,202	8,338,355
年金開始後	-	715,834	-	1,587,194
合計	857,294	4,688,995	538,202	9,925,550

注)

1. 金額は、年金年額（利率変動型年金にあつては、最低保証年金額）を表示しています。

▼短期共済新契約高

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
火災共済	13,741	41,432
自動車共済	482,912	1,239,887
傷害共済	1,320	3,496
団体定期生命共済	894	2,643
定額定期生命共済	-	23
賠償責任共済	310	829
自賠責共済	44,348	145,974
合計	543,528	1,434,287

注) 金額は、共済掛金額を表示しております。

●購買事業品目別取扱実績

(単位：千円)

種類		令和2年度		令和3年度	
		供給高	手数料	供給高	手数料
生産資材	肥料	190,693	31,749	597,214	75,574
	飼料	118,075	6,414	217,814	6,283
	農業機械	178,671	31,710	850,895	141,321
	農薬	111,616	16,953	338,932	39,155
	生産資材	27,526	3,357	455,977	40,186
	出荷資材	35,403	3,794	91,425	13,591
	種苗	43,006	6,755	-	-
	素牛	39,316	201	37,926	9
	小計	744,309	100,937	2,590,186	316,122
生活物資	一般食品	13,937	1,639	407,409	88,240
	衣料品	357	48	463	66
	ファーマーズ	12,307	1,835	-	-
	エーコープ	33,872	7,723	-	-
	日用雑貨	19,225	1,083	129,647	22,298
	教養文化資材	15,962	1,106	-	-
	耐久資材	214,451	23,112	228,093	27,165
	LPGガス	137,819	103,072	-	-
	葬祭	211,693	117,519	605,553	237,457
	自動車	249,376	27,311	-	-
	石油類	380,370	67,838	312,560	65,035
	小計	1,289,375	352,291	1,683,729	440,262
合計		2,033,684	453,229	4,273,916	756,385

注)「購買事業品目別取扱実績」については、代理人取引・自家消費取引等を控除する前の金額を表示しております。

●販売事業（受託販売）品目別取扱実績

（単位：千円）

種類	令和2年度		令和3年度		
	取扱高	手数料	取扱高	手数料	
米	445,135	21,263	1,334,011	36,158	
米を除く農林産物	麦	61,916	4,570	185,344	11,953
	雑穀・豆類	25,904	659	200,250	5,706
	加工用甘薯馬鈴薯	-	-	-	-
	野菜	185,405	3,548	317,297	6,503
	果実	6,018	120	310,640	6,426
	花き・花木	43	0	2,155	43
	茶	2,532	50	211,852	2,544
	その他農林産物	124,993	9,313	786,088	48,394
	うちファーマーズ	124,877	9,310	78,608	48,394
	小計	406,814	18,264	2,013,630	81,572
畜産物	生乳	-	-	-	-
	鶏卵	-	-	-	-
	ブロイラー・成鶏	-	-	-	-
	乳用牛	-	-	-	-
	肉用牛	949,931	3,689	657,120	2,731
	肉豚	477,136	884	488,089	1,443
	家畜（種・母牛豚・子牛豚）	-	-	-	-
	その他畜産物	-	-	-	-
小計	1,427,068	4,573	1,145,210	4,175	
合計	2,279,018	44,101	4,492,852	121,905	

●販売事業（買取販売）品目別取扱実績

（単位：千円）

種類	令和2年度		令和3年度	
	販売品販売高	販売品販売原価	販売品販売高	販売品販売原価
米	43,186	38,403	30,249	25,813
その他農林産物（米を除く）	-	-	366	321
うちファーマーズ	-	-	366	321
合計	43,186	38,403	30,616	26,134

18. 自己資本の充実の状況

●自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	7,768,919	21,010,481
うち、出資金及び資本準備金の額	2,517,255	5,799,224
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	5,295,474	15,360,511
うち、外部流出予定額 (▲)	22,015	111,890
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 21,795	▲ 37,363
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	91	2,472
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	91	2,472
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	7,769,011	21,012,953
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	9,599	28,930
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9,599	28,930
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	9,599	28,930
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	7,759,411	20,984,023

項 目	令和2年度	令和3年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	63,428,633	169,150,691
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	▲ 906,099
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	▲ 906,099
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オフ・バランス項目	-	651,500
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,516,273	12,587,127
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	68,944,906	181,737,819
自己資本比率 ((ハ) / (二))	11.25	11.54

注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当組合は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当組合が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

●自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	令和2年度			令和3年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	594,832	-	-	2,182,063	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,312,717	-	-	8,554,053	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,500,000	750,000	30,000	2,506,439	1,253,219	50,128
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	892,816	-	-	7,458,937	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	1,003,069	200,613	8,024
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	300,034	30,003	1,200
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	300,770	20,044	801
地方三公社向け	-	-	-	565,867	93,097	3,723
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	110,860,080	22,172,016	886,880	301,119,557	60,223,911	2,408,956
法人等向け	9,819,506	6,080,074	243,202	32,481,455	18,543,172	741,726
中小企業等向け及び個人向け	860,346	467,912	18,716	2,117,841	1,149,012	45,960
抵当権付住宅ローン	20,980,568	7,307,245	292,289	44,198,713	15,366,537	614,661
不動産取得等事業向け	98,045	98,011	3,920	142,516	141,631	5,665
三月以上延滞等	20,971	19,284	771	168,135	152,290	6,091
取立未済手形	21,141	4,228	169	61,412	12,282	491
信用保証協会等保証付	5,811,331	571,721	22,868	16,150,033	1,588,680	63,547
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済総貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	441,526	441,526	17,661	2,201,982	2,201,982	88,079
(うち出資等のエクスポージャー)	441,526	441,526	17,661	2,201,982	2,201,982	88,079
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
上記以外	12,300,376	21,330,642	853,225	34,339,652	59,510,975	2,380,439
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	2,811,821	7,029,554	281,182
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	5,728,760	14,321,900	572,876	14,227,040	35,567,600	1,422,704
(うち特定項目のうち調整項目に算入されべき部分に係るエクスポージャー)	323,002	807,506	32,300	854,085	2,135,213	85,408

	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち上記以外のエクスポージャー)	6,248,513	6,201,235	248,049	16,446,704	14,778,606	591,144
証券化		141,889	70,944	2,837	92,952	46,476	1,859
	(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
	(うち非STC適用分)	141,889	70,944	2,837	92,952	46,476	1,859
再証券化		-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		4,714,447	4,115,025	164,601	9,396,669	9,522,859	380,914
	(うちルックスルー方式)	4,714,447	4,115,025	164,601	9,396,669	9,522,859	380,914
	(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		-	-	-	-	906,099	36,243
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		171,370,497	63,428,633	2,537,145	465,342,160	169,150,691	6,766,027
CVAリスク相当額÷8%		-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー		-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)		171,370,497	63,428,633	2,537,145	465,342,160	169,150,691	6,766,027
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	a	b = a × 4%	a	b = a × 4%		
		5,516,273	220,650	12,587,127	503,485		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	a	b = a × 4%	a	b = a × 4%		
		68,944,906	2,757,796	181,737,819	7,269,512		

注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当組合では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8％で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

(粗利益（正の値の場合に限る）×15％）の直近3年間の合計額

$$\frac{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

●信用リスクに関する事項

(1) 標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等の次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(2) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び3ヵ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

		令和2年度					令和3年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	3ヵ月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	3ヵ月以上延滞エクスポージャー
地域別	国内	166,514,160	36,413,499	10,792,841	-	20,971	455,852,538	85,016,442	47,149,793	-	168,135
	国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		166,514,160	36,413,499	10,792,841	-	20,971	455,852,538	85,016,442	47,149,793	-	168,135
業種別	法人										
	農業	47,708	47,708	-	-	-	950,605	878,112	-	-	100,849
	林業	-	-	-	-	-	3,432	3,432	-	-	3,432
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	2,148,064	-	2,109,750	-	-	7,315,228	789	6,809,612	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	801,661	-	801,661	-	-	4,203,690	61,501	3,579,453	-	385
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,310,761	-	1,303,468	-	-	5,926,762	-	5,919,470	-	-
	運輸・通信業	849,272	4,405	802,115	-	-	5,639,776	4,298	5,494,259	-	-
	金融・保険業	122,088,840	6,500,000	2,411,915	-	-	330,998,518	15,572,140	9,740,375	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	834,187	-	802,115	-	-	2,778,460	68,365	2,606,903	-	-
	日本国政府・地方公共団体	3,205,534	644,115	2,561,419	-	-	16,012,991	3,013,273	12,999,717	-	-
上記以外	372,432	29,800	-	-	-	1,097,808	245,840	-	-	-	
個人	29,187,470	29,187,470	-	-	20,971	65,173,623	65,168,687	-	-	63,467	
その他	5,668,227	-	-	-	-	15,751,639	-	-	-	-	
業種別残高計		166,514,160	36,413,499	10,792,841	-	20,971	455,852,538	85,016,442	47,149,793	-	168,135
残存期間別	1年以下	107,892,210	443,744	300,531	-	-	285,548,980	1,087,206	702,781	-	-
	1年超3年以下	2,670,805	1,867,591	803,214	-	-	6,721,449	4,012,786	2,708,662	-	-
	3年超5年以下	3,100,527	1,190,956	1,609,340	-	-	9,368,584	4,053,752	4,714,386	-	-
	5年超7年以下	3,295,068	2,144,984	1,150,083	-	-	9,426,258	5,555,994	3,870,263	-	-
	7年超10年以下	5,352,539	4,146,407	1,206,131	-	-	13,261,197	9,048,897	4,212,300	-	-
	10年超	31,905,767	26,182,227	5,723,540	-	-	96,820,591	60,177,283	29,635,946	-	-
	期限の定めのないもの	12,297,242	437,587	-	-	-	34,705,475	1,080,521	1,305,451	-	-
残存期間別残高計		166,514,160	36,413,499	10,792,841	-	-	455,852,538	85,016,442	47,149,793	-	-

注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
 4. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(3) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和2年度					令和3年度				
	期首 残高	期中増 加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中増 加額	期中減少額		期末残 高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	3,762	91		3,762	91	4,245	2,472		4,245	2,472
(うち信用事業)	3,757	73		3,757	73	4,037	2,189		4,037	2,189
(うち購買事業)	5	18		5	18	195	278		195	278
(うち販売事業)	-	-		-	-	11	3		11	3
(うちその他事業)	-	-		-	-	0	0		0	0
個別貸倒引当金	13,400	11,412	12	13,388	11,412	79,371	43,827	-	79,371	43,827
(うち信用事業)	11,499	9,604	-	11,499	9,604	31,832	22,224	-	31,832	22,224
(うち購買事業)	1,901	1,807	12	1,888	1,807	47,539	21,523	-	47,539	21,523
(うち販売事業)	-	-	-	-	-	-	80	-	-	80
(うちその他事業)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(4) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中の増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分	令和2年度						令和3年度					
	個別貸倒引当金					貸出 金償 却	個別貸倒引当金					貸出 金償 却
	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	
目的 使用			その 他	目的 使用		その 他						
国 内	13,400	11,412	12	13,387	11,412		79,371	43,827	-	79,371	43,827	
国 外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
地域別計	13,400	11,412	12	13,387	11,412		79,371	43,827	-	79,371	43,827	
法 人	農業	-	-	-	-	-	42,500	15,171	-	42,500	15,171	-
	林業	-	-	-	-	-	3,053	2,933	-	3,053	2,933	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	0	-	-	0	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	505	385	-	505	385	-
	電気・ガス・熱 供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	0	-	-	0	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲 食・サービス業	-	-	-	-	-	0	-	-	0	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個 人	13,400	11,412	12	13,387	11,412	12	33,311	25,336	-	33,311	25,336
業種別計	13,400	11,412	12	13,387	11,412	12	79,371	43,827	-	79,371	43,827	-

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

		令和2年度			令和3年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウェイト0%	-	4,268,704	4,268,704	-	19,577,220	19,577,220
	リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	5,717,214	5,717,214	-	16,394,476	16,394,476
	リスク・ウェイト20%	603,211	110,881,221	110,881,221	1,684,817	302,649,525	304,334,343
	リスク・ウェイト35%	-	20,877,841	20,877,841	-	43,902,331	43,902,331
	リスク・ウェイト50%	6,513,725	1,509,834	8,023,559	25,180,860	5,838,747	31,019,607
	リスク・ウェイト75%	-	619,259	619,259	-	1,472,158	1,472,158
	リスク・ウェイト100%	2,702,569	6,768,575	9,471,144	5,615,778	16,150,635	21,766,414
	リスク・ウェイト150%	-	239	239	-	97,106	97,106
	リスク・ウェイト250%	-	6,051,762	6,051,762	-	17,288,881	17,288,881
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト1250%		-	-	-	-	-	-
計		9,819,506	156,694,654	166,514,160	32,481,455	423,371,082	455,852,538

注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

●信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付が A-または A3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A-または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB-または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和2年度			令和3年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジッ トデリバ ティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジッ トデリバ ティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	100,329	-
地方三公社向け	-	1,000,004	-	-	100,381	-
金融機関向け及び第一種金融 商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	34,419	8,714	-	105,375	100,496	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	25,451	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
3ヵ月以上延滞等	-	-	-	7,889	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	47,350	-	-	57,210	3,209,518	-
合 計	81,769	1,008,719	-	170,476	3,536,176	-

注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをい
い、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞してい
る債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等
向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二
以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に
かかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央
政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定
資産等）が含まれます。
5. 「クレジットデリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避
したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）と
の間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買
い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

○リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引にかかるエクスポージャーのことです。

当組合では、長期的視点による安全・確実な運用を基本方針としており、市場動向や経済見通しなどの投資環境及び保有有価証券ポートフォリオの状況などを考慮したうえで年次運用方針を理事会において決定しています。また、有価証券の取得・保有にあたっては格付基準を設け管理しています。具体的なリスク管理態勢については余裕金運用規程、余裕金運用等にかかるリスク管理手続に定め、適切なリスク管理に努めております。

○体制の整備及びその運用状況の概要

組合の保有する証券化エクスポージャーの包括的なリスク特性に係る情報、その裏付資産に係る包括的なリスク特性に係る情報及びパフォーマンスに係る情報及び証券化取引についての構造上の特性を把握するために、継続的に証券化取引に係る情報をモニタリングしています。

○信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当ありません。

○信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

○当組合が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引

該当ありません。

○当組合が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子会社等及び関連法人等

該当ありません。

○証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

○証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした公表格付としています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

○内部評価方式の概要

当組合は内部格付手法を採用していないため該当しません。

【組合が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項】

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：千円)

		令和2年度	令和3年度
オン バラ ンス	クレジットカード与信	-	-
	住宅ローン	-	-
	自動車ローン	-	-
	その他	141,889	92,952
	合計	141,889	92,952
オフ バラ ンス	クレジットカード与信	-	-
	住宅ローン	-	-
	自動車ローン	-	-
	その他	-	-
	合計	-	-

(2) リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：千円)

	リスク・ウェイト区分	令和2年度		令和3年度	
		残高	所要自己資本額	残高	所要自己資本額
オン バ ラ ン ス	0～15%未満	-	-	-	-
	15～50%未満	-	-	-	-
	50～100%未満	141,889	2,837	92,952	1,859
	100～250%未満	-	-	-	-
	250～400%未満	-	-	-	-
	400～1250%未満	-	-	-	-
	1250%	-	-	-	-
	合計	141,889	2,837	92,952	1,859
オフ バ ラ ン ス	0～15%未満	-	-	-	-
	15～50%未満	-	-	-	-
	50～100%未満	-	-	-	-
	100～250%未満	-	-	-	-
	250～400%未満	-	-	-	-
	400～1250%未満	-	-	-	-
	1250%	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-

(注) 1. リスク・ウェイト 1250%には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

(3) 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

該当はありません。

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当はありません。

●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部審査課が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	113,821	113,821	1,033,494	1,033,494
非上場	6,050,250	6,050,250	15,017,595	15,017,595
合計	6,164,072	6,164,072	16,051,089	16,051,089

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

(3) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和2年度			令和3年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
324,129	101,938	-	82,807	28,894	-

(4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：千円)

令和2年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
3,595	9,809	203,675	50,661

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当はありません。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	4,714,447	9,396,669
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

●金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当組合では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

- ・当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。
- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.251年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

(2) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項 番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	7,886	2,161	-	-
2	下方パラレルシフト	-	-	1	-
3	スティープ化	8,304	2,251		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	10		
6	短期金利低下	3	122		
7	最大値	8,304	2,251	1	-
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	20,984		7,759	

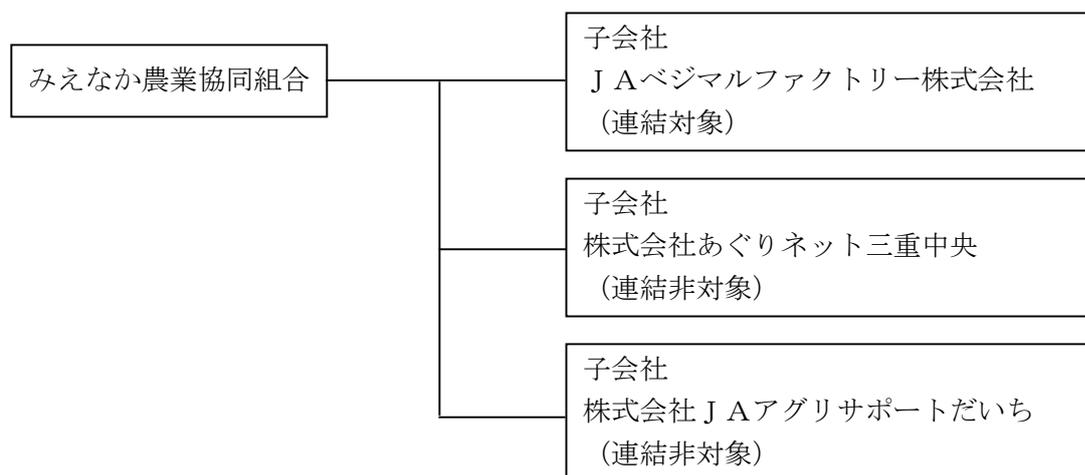
19. 連結グループ（組合及び子会社）の概況

●連結グループの概況

みえなか農業協同組合のグループは、当組合及び子会社3社で構成されています。

このうち、当年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は1社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。

また、前年度における連結子会社はありません。



当組合の子会社である株式会社あぐりネット三重中央及び株式会社JAアグリサポートだいちについては、小規模であり、その総資産、売上高等からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。

●子会社の状況

名 称	株式会社 あぐりネット三重中央	株式会社 JAアグリサポート だいち	JAベジマル ファクトリー株式会社
主たる事務所の所在地	津市久居新町 1083-1	津市久居一色町 482-1	津市一志町井生 1158-13
資 本 金	10,000 千円	8,000 千円	90,000 千円
事 業 の 内 容	小売業	農業	カット野菜加工販売
設 立 年 月 日	平成7年8月25日	平成28年4月1日	令和3年3月1日
組合議決権保有割合	100%	100%	51%
組合グループ議決権 保 有 割 合	-	-	-

注)「組合グループ議決権保有割合」は、当該会社に対する組合を除く組合の子会社等の議決権保有割合です。

20. 直近の事業年度における連結事業の概況

●連結事業概況（令和3年度）

（1）事業の概況

令和3年度の当組合の連結決算は、子会社1社（JAベジマルファクトリー株式会社）を連結しています。

連結決算の内容は、当JAの事業及びカット野菜加工販売事業により、事業総利益は6,530百万円、事業利益は424百万円、当期剰余金が297百万円となりました。

（2）連結子会社の事業概況

JAベジマルファクトリー株式会社

当社はJAとJA全農との共同出資により設立され、令和3年4月からJAの事業を引き継いでいます。野菜類の食品加工を核とし、生産から出荷、製造・販売までの一貫した体制で事業を行っています。

令和3年度の売上高は1,039百万円を計上し、税引前当期純利益は3百万円となりました。

（3）連結財務諸表等

JAベジマルファクトリー株式会社は、令和3年度から連結対象としています。そのため、令和2年度以前については、連結財務諸表をはじめとした連結事項に関する実績を作成していません。

21. 直近の5連結事業年度における主要な業務の状況を示す指標

●主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
連結経常収益					11,390
信用事業収益					4,172
共済事業収益					1,699
農業関連事業収益					3,606
その他事業収益					1,911
連結経常利益					645
連結当期利益					412
連結純資産額					22,462
連結総資産額					466,208
連結自己資本比率					11.54%

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」
(18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

22. 直近の2連結事業年度における財産の状況

●連結貸借対照表

(単位：千円)

資産の部	令和2年度	令和3年度	負債・純資産の部	令和2年度	令和3年度
1 信用事業資産		438,486,375	1 信用事業負債		439,062,168
(1)現金		2,182,063	(1)貯金		437,660,261
(2)預金		291,355,068	(2)譲渡性貯金		-
(3)買現先勘定		-	(3)借入金		27,468
(4)買入金銭債権		-	(4)その他の信用事業負債		1,374,438
(5)金銭の信託		4,404,858	(5)債務保証		-
(6)有価証券		54,794,261	2 共済事業負債		1,275,847
(7)貸出金		84,855,304	(1)共済借入金		-
(8)その他の信用事業資産		919,233	(2)共済資金		697,920
(9)債務保証見返		-	(3)その他の共済事業負債		577,926
(10)貸倒引当金		▲24,413	3 経済事業負債		592,361
2 共済事業資産		31,029	(1)支払手形及び経済事業未払金		450,693
(1)共済貸付金		-	(2)その他の経済事業負債		141,667
(2)その他の共済事業資産		31,029	4 設備借入金		98,800
(2)貸倒引当金		-	5 雑負債		710,151
3 経済事業資産		2,574,394	(1)未払法人税等		24,749
(1)受取手形及び経済事業未収金		1,351,413	(2)リース債務		4,108
(2)棚卸資産		655,067	(3)資産除去債務		89,184
(3)その他の経済事業資産		590,541	(4)その他の負債		592,109
(4)貸倒引当金		▲22,627	6 諸引当金		2,006,887
4 雑資産		862,930	(1)賞与引当金		199,183
5 固定資産		8,921,798	(2)退職給付に係る負債		1,260,304
(1)有形固定資産		8,882,042	(3)役員退職慰労引当金		21,250
建物		14,604,179	(4)特例業務負担金引当金		525,673
構築物		3,042,725	(5)ポイント引当金		475
機械装置		4,438,004	(6)その他引当金		-
土地		4,186,611	7 繰延税金負債		-
リース資産		10,867	8 再評価に係る繰延税金負債		-
建設仮勘定		2,586			
その他の有形固定資産		1,504,676	負債の部合計		443,746,216
減価償却累計額		▲18,907,607	1 組合員資本		21,123,533
(2)無形固定資産		39,755	(1)出資金		5,799,224
のれん		-	(2)資本剰余金		-
リース資産		-	(3)利益剰余金		15,361,672
その他の無形固定資産		39,755	(4)処分未済持分		▲37,363
6 外部出資		14,971,695	(5)子会社の有する親組合出資金		-
(1)外部出資		14,971,695	2 評価・換算差額等		1,293,728
(2)外部出資等損失引当金		-	(1)その他有価証券評価差額金		1,293,728
7 退職給付に係る資産		-	(2)土地再評価差額金		-
8 繰延税金資産		359,156	(3)退職給付に係る調整類計額		-
9 再評価に係る繰延税金資産		-	3 非支配株主持分		45,216
10 繰延資産		1,314	純資産の部合計		22,462,478
資産の部合計		466,208,694	負債及び純資産の部合計		466,208,694

●連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
1 事業総利益		6,530,043
(1) 信用事業収益		4,172,789
資金運用収益		3,645,024
(うち預金利息)		(2,033,086)
(うち有価証券利息)		(636,704)
(うち貸出金利息)		(902,099)
(うちその他受入利息)		(73,134)
役務取引等収益		113,677
その他事業直接収益		21,756
その他経常収益		392,331
(2) 信用事業費用		542,637
資金調達費用		176,443
(うち貯金利息)		(166,198)
(うち給付補填備金繰入)		(3,697)
(うち譲渡性貯金利息)		(10)
(うち借入金利息)		(240)
(うちその他支払利息)		(6,296)
役務取引等費用		37,516
その他事業直接費用		12,997
その他経常費用		315,680
(うち貸倒引当金繰入額)		(-)
(うち貸倒引当金戻入益)		(▲ 11,455)
(うち貸出金償却)		(-)
信用事業総利益		3,630,152
(3) 共済事業収益		1,699,566
共済付加収入		1,548,122
共済その他手数料		126,238
保険代理店手数料		24,837
その他の収益		368
(4) 共済事業費用		98,870
共済推進費及び共済保全費		80,689
その他の費用		18,181
共済事業総利益		1,600,696
(5) 購買事業収益		3,235,113
購買品供給高		2,958,281
購買手数料		132,328
その他の収益		144,503
(6) 購買事業費用		2,492,336
購買品供給原価		2,334,307
購買品供給費		11,008
その他の費用		147,020
購買事業総利益		742,777
(7) 販売事業収益		184,199
販売品販売高		30,616
販売手数料		121,905
その他の収益		31,678
(8) 販売事業費用		72,718
販売品販売原価		26,134
販売費		-
その他の費用		46,583
販売事業総利益		111,481

科 目	令和 2 年度	令和 3 年度
(9)その他事業収益		2,099,054
(10)その他事業費用		1,654,118
利用事業総利益		444,936
2 事業管理費		6,105,054
(1)人件費		4,419,029
(2)その他事業管理費		1,686,025
事業利益		424,989
3 事業外収益		396,575
(1)受取雑利息		741
(2)受取出資配当金		180,779
(3)持分法による投資益		-
(4)その他の事業外収益		215,053
4 事業外費用		175,915
(1)支払雑利息		1,056
(2)持分法による投資損		-
(3)その他の事業外費用		174,859
経常利益		645,648
5 特別利益		33,673
(1)固定資産処分益		33,673
(2)負ののれん発生益		-
(3)その他の特別利益		-
6 特別損失		266,674
(1)固定資産処分損		44,265
(2)減損損失		222,409
(5)その他の特別損失		-
税金等調整前当期利益		412,647
法人税、住民税及び事業税		52,257
法人税等調整額		62,168
法人税等合計		114,425
当期利益		298,221
非支配株主に帰属する当期利益		1,116
当期剰余金		297,105

●連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益		412,647
減価償却費		265,529
減損損失		222,409
のれん償却額		-
貸倒当金の増減額 (△は減少)		▲36,575
外部出資等損失引当金の増減額 (△は減少)		-
賞与引当金の増減額 (△は減少)		▲8,747
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		▲56,648
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)		8,190
特例業務負担金引当金の増減額 (△は減少)		▲108,347
ポイント引当金の増減額 (△は減少)		▲16
信用事業資金運用収益		▲3,643,713
信用事業資金調達費用		176,443
共済貸付金利息		-
共済借入金利息		-
受取雑利息及び受取出資配当金		▲181,521
支払雑利息		1,056
為替差損益 (△は益)		-
有価証券関係損益 (△は益)		▲105,136
金銭の信託の運用損益 (△は益)		-
買入金銭債権関係損益 (△は益)		-
固定資産売却損益 (△は益)		10,592
固定資産圧縮損 (△は益)		-
その他の損益 (△は益)		131,889
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増 (△) 減		▲2,653,572
預金の純増 (△) 減		10,100,000
貯金の純増減 (△)		4,324,369
信用事業借入金の純増減 (△)		▲9,216
その他の信用事業資産の純増 (△) 減		▲56,512
その他の信用事業負債の純増減 (△)		222,812
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増 (△) 減		-
共済借入金の純増減 (△)		-
共済資金の純増減 (△)		▲6,789
未経過共済付加収入の純増減 (△)		▲517
その他の共済事業資産の純増 (△) 減		6,176
その他の共済事業負債の純増減 (△)		▲4,082
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増 (△) 減		4,281
経済受託債権の純増 (△) 減		14,844
棚卸資産の純増 (△) 減		▲184,411
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (△)		38,772
経済受託債務の純増減 (△)		▲46,813
その他の経済事業資産の純増 (△) 減		▲22,011
その他の経済事業負債の純増減 (△)		▲51,140

科目	令和2年度	令和3年度
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増(△)減		120,652
その他の負債の純増減(△)		▲88,630
未収消費税等還付金の純増(△)減		▲11,394
未払消費税等の純増減(△)		▲2,294
信用事業資金運用による収入		3,646,531
信用事業資金調達による支出		▲240,120
共済貸付金利息による収入		-
共済借入金利息による支出		-
事業の利用分量に対する配当金の支払額		-
小計		12,188,983
雑利息及び出資配当金の受取額		185,321
雑利息の支払額		▲40,807
法人税等の支払額		▲68,486
事業活動によるキャッシュ・フロー		12,265,011
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出		▲16,031,969
有価証券の売却による収入		6,840,693
有価証券の償還による収入		1,302,610
金銭の信託の増加による支出		▲602,638
金銭の信託の減少による収入		174,292
買入金銭債権の増加による支出		-
買入金銭債権の減少による収入		-
補助金の受入れによる収入		-
固定資産の取得による支出		▲708,420
固定資産の処分による収入		62,517
リース資産の取得による支出		-
リース資産の処分による収入		-
外部出資による支出		▲45,900
外部出資の売却等による収入		45,900
投資活動によるキャッシュ・フロー		▲8,962,915
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入		-
設備借入金の返済による支出		▲54,930
リース債務の増加による収入		-
リース債務の返済による支出		▲2,347
出資の増額による収入		481,603
出資の払戻しによる支出		▲222,411
持分の取得による支出		▲37,363
持分の譲渡による収入		40,933
出資配当金の支払額		▲71,234
非支配株主への配当金支払額		-
財務活動によるキャッシュ・フロー		134,249
4 現金及び現金同等物に係る換算差額		-
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)		3,436,345
6 現金及び現金同等物の期首残高		1,915,092
7 合併等に伴う現金及び現金同等物の増加額		2,637,494
8 現金及び現金同等物の期末残高		7,988,932

●連結注記表

【令和3年度】

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- 1 連結の範囲に関する事項
 - ・連結される子会社・・・1社
JAベジマルファクトリー株式会社
 - ・非連結子会社・・・2社
株式会社あぐりネット三重中央
株式会社JAアグリサポートだいち

非連結子会社はいずれも小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額および負債の額のうち持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。

- 2 連結される子会社の事業年度等に関する事項
 - ・連結される子会社の決算日は次のとおりです。
3月末日 1社
 - ・連結される子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しています。
- 3 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

- 4 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
 - ・現金及び現金同等物の資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。
 - ・現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

(千円)	
現金及び預金勘定	2,182,063千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	5,806,868千円
現金及び現金同等物	7,988,932千円

II 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）
 - (2) 子会社株式・・・移動平均法による原価法
 - (3) その他有価証券
 - ①時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）
 - ②市場価格のない株式等・移動平均法による原価法
- 2 金銭の信託の評価基準及び評価方法
金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記1の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- 3 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 購買品（数量管理）・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
 - (2) 購買品（売価管理）・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
 - (3) 宅地等・・・個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
 - (4) その他の棚卸資産（原材料・貯蔵品）・・・最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- 4 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）については定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。なお、耐用年数及び残存価額は、法人税法に規定する方法と同一の方法によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の一括減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）については定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（2～5年）での定額法により償却しています。
 - (3) リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
- 5 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込

控除した残額との差額を引き当てています。

なお、10,000千円以下の破綻懸念先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権のうち正常先およびその他の要注意先に対する債権については、1年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。また、要管理先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

- (2) 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- (3) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
 - ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生した事業年度から費用処理することとしています。ただし、令和3年4月1日合併前の旧松阪農業協同組合で発生した数理計算上の差異については、8年で費用処理しています。
- (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- (5) ポイント引当金は、当組合において事業の利用拡大及び組合員への加入促進を目的とする総合ポイント制度に基づき、組合員・利用者へ付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額をポイント引当金として計上しています。
- (6) 特例業務負担金引当金は、特例業務負担金の抛出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

6 収益及び費用の計上基準

収益認識にかかる計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日改正）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・冠婚葬祭施設・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

⑦ 介護福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑧ 農業経営事業

農地の有効利用を促進、安定的な農産物の提供、新規就農者等の育成、農業技術・経営の実証・研究等を目的とした事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農産物を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑨ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経営サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

7 リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

8 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

9 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。

10 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

そのうち、米については販売を当組合が再委託した全農県本部が行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しています。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

(3) 預託家畜

当組合は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合から当該組合員への債権を、貸借対照表の経済事業資産 その他経済事業資産に計上しています。なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合に留保しています。

当組合は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益 その他の収益に計上しています。

なお、素牛の受入高については、損益計算書の購買品受入高に、素牛の供給高については、購買品供給高に計上しています。

(4) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

III 会計方針の変更に関する注記

- 1 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

この結果、当事業年度の購買事業収益・購買事業費用がそれぞれ1,182,670千円減少しています。

- 2 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

IV 会計上の見積りに関する注記

1 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失 222,409千円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価格を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年3月に作成した場所別損益計画を基礎として算出しており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

V 貸借対照表に関する注記

1 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,845,880千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

種類	圧縮額	種類	圧縮額
建物	1,592,566	工具器具備品	20,725
構築物	161,837	土地	28,449
機械装置	1,042,300		

2 担保に供している資産

津市水道事業収納事務の担保として定期預金200千円を差し入れ、為替決済の取引の担保として定期預金15,300,000千円を設定しています。

3 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は62,476千円、危険債権額は658,750千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権の合計額は721,227千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

VI 損益計算書に関する注記

1 減損会計に関する事項

- (1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、事業所ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

カントリーエレベーター、ライスセンター等をはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

場所	用途	種類	その他
美杉支店	営業用店舗	土地、建物、構築物、工具器具備品及び無形固定資産	
粥見支店	営業用店舗	土地、建物、構築物及び工具器具備品	
いいたか支店	営業用店舗	土地及び建物	
粥見茶工場	営業用店舗	土地及び機械装置	
虹のホール三雲	営業用店舗	土地、建物、構築物、工具器具備品及び無形固定資産	
旧榊原支店倉庫	賃貸資産	土地及び建物	業務外固定資産
阪内放牧場敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
井村町資材倉庫敷地	遊休資産	土地及び建物	業務外固定資産
旧竹原店	遊休資産	土地及び建物	業務外固定資産
旧伊勢地支店	遊休資産	土地、建物、構築物及び工具器具備品	業務外固定資産
旧三重中央本店	遊休資産	建物、構築物、機械装置及び工具器具備品	業務外固定資産
権現前店	遊休資産	土地、建物、構築物及び工具器具備品	業務外固定資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

虹のホール三雲、美杉支店、粥見支店、いいたか支店については当該店舗の事業利益が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

粥見茶工場については共用資産グループ全体での割引前キャッシュ・フローによる減損の判定が赤字であり、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しています。

この内、旧榊原支店倉庫は賃貸用固定資産として使用していますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

さらに、上記以外の業務外固定資産は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

場所	金額	内訳
美杉支店	5,662千円	土地112千円、建物5,118千円、工具器具備品430千円、構築物・無形固定資産0千円
粥見支店	1,495千円	土地1,220千円、建物174千円、構築物2千円、工具器具備品97千円
いいたか支店	1,290千円	土地880千円、建物409千円
粥見茶工場	3,045千円	土地2,818千円、機械装置227千円
虹のホール三雲	164,182千円	土地45,806千円、建物107,278千円、構築物8,248千円、工具器具備品132千円、無形固定資産2,715千円
旧榊原支店倉庫	114千円	土地113千円、建物1千円
阪内放牧場敷地	3,649千円	土地3,649千円
井村町資材倉庫敷地	19,511千円	土地19,394千円、建物117千円
旧竹原店	721千円	土地153千円、建物568千円
旧伊勢地支店	235千円	構築物235千円、土地・建物・工具器具備品0千円
旧三重中央本店	135千円	工具器具備品135千円、建物・構築物・機械装置0千円
権現前店	22,365千円	土地6,459千円、建物14,327千円、構築物1,219千円、工具器具備品358千円
合計	222,409千円	土地80,609千円、建物127,995千円、構築物9,706千円、機械装置227千円、工具器具備品1,155千円、無形固定資産2,715千円

(4) 回収可能価額の算定方法

土地を除いた固定資産の回収可能価額には使用価値を採用しており、適用した割引率は8.3%です。

また、土地の回収可能価額については正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しています。

2 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、5,348千円の棚卸評価損が含まれています。

VII 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。

これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が7,364,171千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	291,355,068	291,367,088	12,020
有価証券			
満期保有目的の債券	1,214,120	1,265,346	51,226
その他有価証券	53,580,141	53,580,141	-
貸出金	84,906,399		
貸倒引当金 (*1)	▲ 24,414		
貸倒引当金控除後	84,881,984	87,169,099	2,287,114
資産計	431,031,314	433,381,676	2,350,361
貯金	437,660,261	437,725,331	65,069
負債計	437,660,261	437,725,331	65,069

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。投資信託は、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に従い、経過措置を適用しています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (*1)	14,971,695
合計	14,971,695

(*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	283,755,068	-	-	600,000	-	7,000,000
有価証券						
満期保有目的の債券	20,260	20,260	20,260	20,260	20,260	1,112,820
その他有価証券のうち満期があるもの	1,108,513	1,459,971	1,833,595	3,098,806	2,894,286	39,171,098
貸出金(*1、2)	5,633,557	5,726,695	5,000,340	5,190,252	3,300,406	59,926,468
合計	290,517,399	7,206,926	6,854,196	8,909,318	6,214,952	107,210,386

(*1) その他有価証券のうち、永久債については「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、当座貸越709,982千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*3) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等77,583千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	378,915,346	30,598,027	24,759,087	1,735,502	1,652,297	-
合計	378,915,346	30,598,027	24,759,087	1,735,502	1,652,297	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VIII 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。
(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	82,500	89,652	7,152
	社債	1,100,000	1,144,232	44,232
	小計	1,182,500	1,233,884	51,384
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	31,620	31,461	▲158
	小計	31,620	31,461	▲158
	合計	1,214,120	1,265,346	51,226

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。
(単位：千円)

	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差額	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	3,781,461	4,304,360	522,898
	地方債	4,315,573	4,755,466	439,892
	政府保証債	99,988	116,030	16,041
	社債	22,064,559	22,650,331	585,772
	株式	358,242	561,917	203,675
	受益証券	1,852,297	2,342,615	490,317
	投資証券	473,570	631,101	157,530
	小計	32,945,692	35,361,822	2,416,129
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	4,762,809	4,644,130	▲118,679
	社債	10,780,810	10,470,079	▲310,731
	株式	522,238	471,576	▲50,661
	受益証券	2,825,015	2,578,866	▲246,148
	投資証券	57,376	53,667	▲3,709
	小計	18,948,250	18,218,319	▲729,930
合計	51,893,942	53,580,141	1,686,198	

なお、上記差額から繰延税金負債459,151千円を差し引いた額1,227,046千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	2,578,194	10,477	12,997
地方債	201,689	1,697	-
社債	505,780	5,840	-
株式	1,980,080	82,807	28,894
受益証券	1,423,130	41,412	259
投資証券	47,993	3,742	-
合計	6,736,867	145,976	42,150

- 3 保有目的区分を変更した有価証券
当期中に保有目的を変更した満期保有目的の債券はありません。

4 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

(1) その他の金銭の信託

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	1,122,813	980,130	142,683
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	3,282,044	3,333,093	▲ 51,049
合計	4,404,858	4,313,224	91,633

なお、上記差額から繰延税金負債24,951千円を差し引いた額66,681千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

IX 退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。またこの制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会並びに三菱UFJ信託銀行との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

1 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 (単位：千円)

(1) 期首における退職給付債務	4,722,452
(2) 勤務費用	268,403
(3) 利息費用	16,982
(4) 数理計算上の差異の発生額	15,800
(5) 退職給付の支払額	▲ 387,336
(6) 期末における退職給付債務(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	4,636,302

2 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (単位：千円)

(1) 期首における年金資産	3,288,543
(2) 期待運用収益	35,534
(3) 数理計算上の差異の発生額	▲ 20,577
(4) 年金資産への拠出金	233,402
(5) 退職給付の支払額	▲ 281,651
(6) 期末における年金資産(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	3,255,252

3 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

(1) 退職給付債務	4,636,302
(2) 年金資産	▲ 3,255,252
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)	1,381,050
(4) 未認識数理計算上の差異	▲ 120,745
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)	1,260,304
(6) 退職給付引当金=(5)	1,260,304

4 退職給付費用及びその内訳項目の金額 (単位：千円)

(1) 勤務費用	268,403
(2) 利息費用	16,982
(3) 期待運用収益	▲ 35,534
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	32,588
(5) 合計(1)+(2)+(3)+(4)	282,439

5 年金資産の主な内訳

年金資産の主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

全国共済農業協同組合連合会

(単位：千円)

(1) 一般勘定	1,335,545
(2) 合計	1,335,545

三菱UFJ信託銀行

(単位：千円)

(1) 債券	142,198
(2) 株式	190,127
(3) 現金及び預金	6,963
(4) 合計(1)+(2)+(3)	339,289

全国農林漁業団体共済会

(単位：千円)

(1) 債券	1,011,466
(2) 年金保険投資	426,712
(3) 現金及び預金	63,216
(4) その他	79,020
(5) 合計(1)+(2)+(3)+(4)	1,580,416

6 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

7 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

(1) 割引率	0.35%
(2) 長期期待運用収益率	1.08%

X 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産(A)	845,100
退職給付引当金	343,180
減価償却超過	4,671
賞与引当金	54,093
賞与引当に係る未払社会保険料	8,908
特例業務負担金引当金	143,140
貸出金未収利息	579
貸倒損失	35,235
役員退職慰労引当金	5,582
棚卸資産(収益性低下分)	1,456
未払事業税	2,287
減損損失	340,531
資産除去債務	24,284
中央会賦課金	14,215
粥見土地簿価下げ(H15)	8,939
管理経済改良コスト	1,088
農協観光出資金債務超過	1,089
養蚕組合土地	2,195
あぐりネット出資金減損	2,052
未払賞与	33,137
無形固定資産	18,545
その他	283
エーコープいちし外部出資精算損	5,459
評価性引当額	▲ 205,859
繰延税金負債(B)	▲ 485,944
全農外部出資(みなし配当)	▲ 1,786
資産除去債務(固定資産増加額)	▲ 54
その他有価証券評価差額金	▲ 484,103
繰延税金資産の純額(A)+(B)	359,156

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税額等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。

XI 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の概要

当組合では、松阪市及び津市において、賃貸不動産を所有しています。令和4年3月期における当該賃貸不動産に関する賃貸損益は8,189千円(賃貸収益は賃貸料に、主な賃貸費用は諸税負担金、施設費に計上)です。また、松阪市及び津市において遊休不動産を所有しています。

(2) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び当期末時価

(単位：千円)

	貸借対照表計上額			当期末の時価
	当期首残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸不動産	1,422,493	▲ 45,675	1,376,818	2,056,749
遊休不動産	338,933	▲ 49,675	289,258	792,441
合計	1,761,426	▲ 95,350	1,666,076	2,849,190

注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

注2) 当期増減額のうち、主な増加額は不動産の取得(42,566千円)であり、主な減少額は不動産の売却(71,318千円)及び減価償却(67,505千円)です。

注3) 当期末の時価は、土地に関しては主として「固定資産税評価額」に基づいて当組合で算定した金額であり、建物等に関しては取得原価から減価償却累計額を控除した金額としています。

XII 合併に関する注記

当事業年度において、合併対象資産の全部について、当該合併直前の帳簿価額を付す合併が行われています。

- (1) 合併前の組合の名称
 三重中央農業協同組合
 一志東部農業協同組合
 松阪農業協同組合

(2) 合併の目的

3組合が相互扶助の精神のもとに大同団結して合併を行い、安定した財務基盤と経営収支を有する組合を構築していくことで、総合事業の継続による「組合員・地域社会になくってはならない組合」を目指し、組合員や地域の皆様が安心して営農や生活が出来るよう取り組んでいくことを目的とします。

- (3) 合併日
令和3年4月1日
- (4) 合併後の組合の名称
みえなか農業協同組合
- (5) 合併比率及び算定方法
3組合による1対1の対等合併
- (6) 出資1口あたりの金額
1,000円
- (7) 被合併組合から承継した資産、負債、純資産の額及び主な内訳
資 産 290,656,359千円 (うち 預金 190,509,186千円、有価証券 33,977,777千円、
貸出金 45,337,209千円、経済事業未収金 822,093千円)
負 債 276,392,889千円 (うち 貯金 272,372,779千円)
純資産 14,263,469千円 (うち出資金 2,993,717千円)
なお、これらについては帳簿価額で評価しています。

X III 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(6)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

● 連結剰余金計算書

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
連結剰余金期首残高		15,135,801
連結剰余金増加高		297,105
当期剰余金		297,105
連結剰余金減少高		71,234
支払配当金		71,234
連結剰余金期末残高		15,361,672

●農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額		62	-
危険債権額		658	-
要管理債権額		-	-
三月以上延滞債権額		-	-
貸出条件緩和債権額		-	-
小計		721	-
正常債権額		84,244	-
合計		84,965	-

注)

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権：4.「三月以上延滞債権」と5.「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

●連結事業年度の事業別の経常収益等

(単位：百万円)

		令和2年度	令和3年度
信用事業	経常収益		4,172
	経常利益		1,533
	資産の額		453,862
共済事業	経常収益		1,699
	経常利益		261
	資産の額		4,844
農業関連事業	経常収益		3,606
	経常利益		▲ 599
	資産の額		3,738
その他事業	経常収益		1,911
	経常利益		▲ 550
	資産の額		3,762
計	経常収益		11,390
	経常利益		645
	資産の額		466,208

23. 連結自己資本の充実の状況

●連結自己資本比率の状況

令和4年3月末における連結自己資本比率は、11.54%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

当組合連結グループは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	みえなか農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	5,799百万円

●自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項目	令和2年度	令和3年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額		21,011,643
うち、出資金及び資本剰余金の額		5,799,224
うち、再評価積立金の額		-
うち、利益剰余金の額		15,361,672
うち、外部流出予定額 (△)		111,890
うち、上記以外に該当するものの額		▲37,363
コア資本に算入される評価・換算差額等		-
うち、退職給付に係るものの額		-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		2,472
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		2,472
うち、適格引当金コア資本算入額		-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		22,608
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)		21,036,723
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		28,930
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む) の額		-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		28,930
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額		-
適格引当金不足額		-

項 目	令和2年度	令和3年度
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		-
退職給付に係る資産の額		-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		-
特定項目に係る十パーセント基準超過額		-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額		-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額		-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額		-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額		-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額		-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額		-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)		28,930
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)		21,007,793
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額		169,239,951
資産（オン・バランス）項目		168,588,451
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		△906,099
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		906,099
うち、上記以外に該当するものの額		-
オフ・バランス項目		651,500
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額		-
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		12,687,672
信用リスク・アセット調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額		-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)		181,927,623
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))		11.54%

注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
- 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

● 自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	令和2年度			令和3年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金				2,182,063	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け				8,554,053	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け				2,506,439	1,253,219	50,128
国際決済銀行等向け				-	-	-
我が国の地方公共団体向け				7,458,937	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け				1,003,069	200,613	8,024
国際開発銀行向け				-	-	-
地方公共団体金融機関向け				300,034	30,003	1,200
我が国の政府関係機関向け				300,770	20,044	801
地方三公社向け				565,867	93,097	3,723
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け				301,119,557	60,223,911	2,408,956
法人等向け				32,481,455	18,543,172	741,726
中小企業等向け及び個人向け				2,117,841	1,149,012	45,960
抵当権付住宅ローン				44,198,713	15,366,537	614,661
不動産取得等事業向け				142,516	141,631	5,665
三月以上延滞等				168,135	152,290	6,091
取立未済手形				61,412	12,282	491,300
信用保証協会等保証付				16,150,033	1,588,680	63,547
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付				-	-	-
共済約款貸付				-	-	-
出資等				2,156,082	2,156,082	86,243
(うち出資等のエクスポージャー)				2,156,082	2,156,082	86,243
(うち重要な出資のエクスポージャー)				-	-	-
上記以外				34,474,812	59,646,135	2,385,845
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)				2,811,821	7,029,554	281,182
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)				14,227,040	35,567,600	1,422,704
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)				854,085	2,135,213	85,408
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)				-	-	-

信用リスク・アセット	令和2年度			令和3年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)				-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)				16,581,865	14,913,766	596,550
証券化				92,952	46,476	1,859
(うちSTC要件適用分)				-	-	-
(うち非STC適用分)				92,952	46,476	1,859
再証券化				-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー				9,396,669	9,522,859	380,914
(うちルックスルー方式)				9,396,669	9,522,859	380,914
(うちマンドート方式)				-	-	-
(うち蓋然生方式250%)				-	-	-
(うち蓋然生方式400%)				-	-	-
(うちフォールバック方式)				-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)				-	906,099	36,243
標準的手法を適用するエクスポージャー別計				465,431,420	169,239,951	6,769,598
CVAリスク相当額÷8%				-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー				-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)				465,431,420	169,239,951	6,769,598
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			
	a	b=a×4%	a			
				12,687,672		507,506
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計			
	a	b=a×4%	a			
				181,927,623		7,277,104

注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

●信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方法及び手続の概要

連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 (P. 14) をご参照ください。

(2) 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(3) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び3ヵ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

	令和2年度				令和3年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	3ヵ月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	3ヵ月以上延滞エクスポージャー
国内					455,941,798	85,016,442	47,149,793	168,135
国外					-	-	-	-
地域別残高計					455,941,798	85,016,442	47,149,793	168,135
法人	農業				950,605	878,112	-	100,849
	林業				3,432	3,432	-	3,432
	水産業				-	-	-	-
	製造業				7,315,228	789	6,809,612	-
	鉱業				-	-	-	-
	建設・不動産業				4,203,690	61,501	3,579,453	385
	電気・ガス・熱供給・水道業				5,926,762	-	5,919,470	-
	運輸・通信業				5,639,776	4,298	5,494,259	-
	金融・保険業				330,998,518	15,572,140	9,740,375	-
	卸売・小売・飲食・サービス業				2,778,460	68,365	2,606,903	-
	日本国政府・地方公共団体				16,012,991	3,013,273	12,999,717	-
	上記以外				1,051,908	245,840	-	-
個人				65,173,623	65,168	-	63,467	
その他				15,886,799	-	-	-	
業種別残高計				455,941,798	85,016,442	47,149,793	168,135	
1年以下				285,548,980	1,087,206	702,781		
1年超3年以下				6,721,449	4,012,786	2,708,662		
3年超5年以下				9,368,584	4,053,752	4,714,386		
5年超7年以下				9,426,258	5,555,994	3,870,263		
7年超10年以下				13,261,197	9,048,897	4,212,300		
10年超				96,820,591	60,177,283	29,635,946		
期限の定めのないもの				34,794,735	1,080,521	1,305,451		
残存期間別残高計				455,941,798	85,015,442	47,149,793		

注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(4) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和2年度					令和3年度				
	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その 他				目的 使用	その 他	
一般貸倒引当金						4,245	3,214		4,245	3,214
(うち信用事業)						4,037	2,189		4,037	2,189
(うち購買事業)						195	278		195	278
(うち販売事業)						11	3		11	3
(うちその他事業)						0	742		0	742
個別貸倒引当金						79,371	43,827	-	79,371	43,827
(うち信用事業)						31,832	22,224	-	31,832	22,224
(うち購買事業)						47,539	21,523	-	47,539	21,523
(うち販売事業)						-	80	-	-	80
(うちその他事業)						0	0	-	0	0

(5) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中の増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分	令和2年度						令和3年度					
	個別貸倒引当金					貸出 金償 却	個別貸倒引当金					貸出 金償 却
	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	
目的 使用			その 他	目的 使用		その 他						
国内							79,371	43,827	-	79,371	43,827	
国外							-	-	-	-	-	
地域別計							79,371	43,827	-	79,371	43,827	
法 人	農業						42,500	15,171	-	42,500	15,171	-
	林業						3,053	2,933	-	3,053	2,933	-
	水産業						-	-	-	-	-	-
	製造業						0	-	-	0	-	-
	鉱業						-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業						505	385	-	505	385	-
	電気・ガス・熱 供給・水道業						-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業						0	-	-	0	-	-
	金融・保険業						-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲 食・サービス業						0	-	-	0	-	-
	上記以外						-	-	-	-	-	-
	個人							33,311	25,336	-	33,311	25,336
業種別計							79,371	43,827	-	79,371	43,827	-

(6) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高
(単位：千円)

		令和2年度			令和3年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%				-	19,577,220	19,577,220
	リスク・ウェイト 2%				-	-	-
	リスク・ウェイト 4%				-	-	-
	リスク・ウェイト 10%				-	16,394,476	16,394,476
	リスク・ウェイト 20%				1,684,817	302,649,525	304,334,343
	リスク・ウェイト 35%				-	43,902,331	43,902,31
	リスク・ウェイト 50%				25,180,860	5,838,747	31,019,607
	リスク・ウェイト 75%				-	1,472,158	1,472,158
	リスク・ウェイト 100%				5,615,778	16,239,896	21,855,674
	リスク・ウェイト 150%				-	97,106	97,106
	リスク・ウェイト 250%				-	-	-
	その他				-	-	-
リスク・ウェイト 1250%					-	-	-
計					32,481,455	423,460,342	455,941,798

注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したもののについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

●信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 84）をご参照ください。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和2年度			令和3年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット デリバ ティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット デリバ ティブ
地方公共団体金融機構向け				-	-	-
我が国の政府関係機関向け				-	100,329	-
地方三公社向け				-	100,381	-
金融機関向け及び第一種金融 商品取引業者向け				-	-	-
法人等向け				-	-	-
中小企業等向け及び個人向け				105,375	100,496	-
抵当権住宅ローン				-	25,451	-
不動産取得等事業向け				-	-	-
3ヵ月以上延滞等				7,889	-	-
証券化				-	-	-
中央清算機関関連				-	-	-
上記以外				57,210	3,209,518	-
合 計				170,476	3,536,176	-

注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをい
い、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞してい
る債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等
向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二
以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に
かかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央
政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定
資産等）が含まれます。
5. 「クレジットデリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回
避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）
との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの
買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項**○リスク管理の方針及びリスク特性の概要**

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引にかかるエクスポージャーのことです。

当連結グループでは、長期的視点による安全・確実な運用を基本方針としており、市場動向や経済見通しなどの投資環境及び保有有価証券ポートフォリオの状況などを考慮したうえで年次運用方針を理事会において決定しています。また、有価証券の取得・保有にあたっては格付基準を設け管理しています。具体的なリスク管理態勢については余裕金運用規程、余裕金運用等にかかるリスク管理手続に定め、適切なリスク管理に努めております。

○体制の整備及びその運用状況の概要

組合の保有する証券化エクスポージャーの包括的なリスク特性に係る情報、その裏付資産に係る包括的なリスク特性に係る情報及びパフォーマンスに係る情報及び証券化取引についての構造上の特性を把握するために、継続的に証券化取引に係る情報をモニタリングしています。

○信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当ありません。

○信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

○当連結グループが証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引

該当ありません。

○当連結グループが行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子会社等及び関連法人等

該当ありません。

○証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

○証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付けは、以下の適合格付機関による所定の要件を満たした公表格付としています。

適合格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

○内部評価方式の概要

当組合は内部格付手法を採用していないため該当しません。

【連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項】

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：千円)

		令和2年度		令和3年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オンバランス	クレジットカード与信			-	-
	住宅ローン			-	-
	自動車ローン			-	-
	その他			92,952	92,952
	合計			92,952	92,952
オフバランス	クレジットカード与信			-	-
	住宅ローン			-	-
	自動車ローン			-	-
	その他			-	-
	合計			-	-

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

(2) リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

令和3年度

(単位：千円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	0～15%未満	-	-	オンバランス	0～100%未満	-	-
	15～50%未満	-	-		100～250%未満	-	-
	50～100%未満	92,952	1,859		250～400%未満	-	-
	100～250%未満	-	-		400～1250%未満	-	-
	250～400%未満	-	-		1250%	-	-
	400～1250%未満	-	-				
	1250%	-	-				
	合計	92,952	1,859		合計	-	-
オフバランス	0～15%未満	-	-	オフバランス	0～100%未満	-	-
	15～50%未満	-	-		100～250%未満	-	-
	50～100%未満	-	-		250～400%未満	-	-
	100～250%未満	-	-		400～1250%未満	-	-
	250～400%未満	-	-		1250%	-	-
	400～1250%未満	-	-				
	1250%	-	-				
	合計	-	-		合計	-	-

(注)

- 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。
- リスク・ウェイト1250%には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

(3) 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

該当はありません。

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当はありません。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) オペレーショナル・リスクに関する管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。J Aのオペレーショナル・リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 (P. 15) をご参照ください。

●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 (P. 89) をご参照ください。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和2年度		令和3年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上場			1,033,494	1,033,494
非上場			14,971,695	14,971,695
合計			16,005,189	16,005,189

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

(3) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和2年度			令和3年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
			82,807	28,894	-

(4) 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

令和2年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
		203,675	50,661

(5) 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：千円)

令和2年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
		-	-

● リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー		9,396,669
マンドート方式を適用するエクスポージャー		-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー		-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー		-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー		-

● 金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容(P.91)をご参照ください。

(2) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	7,886		-	
2	下方パラレルシフト	-		1	
3	スティープ化	8,304			
4	フラット化	-			
5	短期金利上昇	-			
6	短期金利低下	3			
7	最大値	8,304		1	
			当期末		前期末
8	自己資本の額		21,007		

●財務諸表の正確性に係る確認

確認書

- ① 私は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和4年7月20日
みえなか農業協同組合
代表理事組合長 前田 孝幸

24. 役員等の報酬体系

●役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

	支給総額	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員に対する報酬等	89,280	-

(注1) 対象役員は、理事27名、監事6名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(行政・系統機関・顧問弁護士・組合員等から選出された委員5名で構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

●職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当組合の職員及び当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2) 「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、経営上重要な連結子法人をいいます。

(注3) 「同等額」は、令和3年度に当組合の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

●その他

当組合の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

